

森林・林業基本計画
～百年つづく「森の国・木の街」へ～
(案)

令和8年●月

森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 11 条第 7 項の規定に基づく森林・林業基本計画の変更に伴い、同条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

まえがき	1
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	4
1 前基本計画に基づく施策の評価等	4
（1）前基本計画に掲げた目標の進捗状況	4
（2）前基本計画に基づく主な施策の評価と課題	4
（3）前基本計画策定以降の情勢変化等	7
2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向	9
（1）森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現	9
（2）林業・木材産業の成長の実現	10
（3）国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり	13
3 施策展開に当たっての基本的な視点	13
（1）現場の多様性を生かす施策の展開	13
（2）新たな技術の積極的な活用	13
（3）国民理解の促進	14
4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点	14
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	15
1 目標等の性格	15
2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	15
（1）目標の基本的な考え方	15
（2）目標の定め方	15
（3）森林の有する多面的機能と望ましい姿	15
（4）森林の整備及び保全の考え方	16
（5）森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	18
3 林産物の供給及び利用に関する目標	19
（1）目標の基本的な考え方	19
（2）目標の定め方	19
4 K P I 一覧	20
（1）森林の有する多面的機能の発揮	20
（2）林産物の適切な供給及び利用	21
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	22
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	22
（1）持続的な森林経営の推進	22
（2）再造林等の推進	23
（3）森林の集積・集約化の加速	24
（4）路網整備の推進	25

(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	26
(6) 気候変動対策の推進	28
(7) 国土の保全等の推進	29
(8) 研究及び技術開発とその普及	31
(9) 森業等の推進による山村地域の発展	31
(10) 国民参加の森林づくり等の推進	33
(11) 国際的な協調及び貢献	33
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	35
(1) 望ましい林業構造の確立	35
(2) 林業経営体の育成及び確保	36
(3) 人材の確保、育成及び定着	38
(4) 林業従事者の労働環境の改善	38
(5) 森林保険による損失の補填	39
(6) 特用林産物の生産振興	39
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	41
(1) 強靱な国産材サプライチェーンの構築	41
(2) 国産材の供給力強化	41
(3) 都市の木造化等の促進	43
(4) 木材等の輸出促進	44
(5) 木質バイオマスの利用	45
(6) 木育等を通じた消費者等の理解の醸成	46
(7) 林産物の輸入	47
4 国有林野の管理及び経営に関する施策	48
(1) 多様性の高い森林づくり	48
(2) 山地の防災・減災への対応	48
(3) 林業経営体の経営基盤の強化	49
(4) 地域における持続的な木材生産への貢献	49
(5) 開かれた「国民の森林」としての管理経営	49
5 その他横断的に推進すべき施策	50
(1) デジタル技術の活用の推進	50
(2) 東日本大震災からの復興・創生	50
6 団体に関する施策	51
第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	52
1 各種計画等との調和	52
2 森林や木材の環境貢献の見える化による民間活力の活用の促進	52
3 効果的かつ効率的な施策の推進	52
4 財政措置の効率的かつ重点的な運用	52

1 まえがき

2 林業・木材産業は、都市・地方を問わずあまねく全国各地で行われており、所得の確保、
3 就業機会の創出、定住の促進等を通じて経済社会の維持及び発展に寄与する極めて重要な
4 産業である。加えて、林業生産を持続的に行うことは、森林から生産された木材を利用し、
5 伐採後に適切な再造林を行うことに伴う二酸化炭素の吸収、排出削減及び炭素の貯蔵を通
6 じて、温室効果ガスの排出量と吸収量等とを均衡させる「ネット・ゼロ」の実現に寄与す
7 る。このことは同時に、天然林の保全管理と相まって、空間的・時間的に多様な森林の形
8 成につながるものであり、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」
9 の実現にも寄与する。林業・木材産業が成長産業として持続的かつ健全に発展することは、
10 地方を中心に日本列島全体に豊かさをもたらすとともに、産業競争力強化・経済成長及び
11 排出削減を同時に実現するGX（グリーントランスフォーメーション）の加速化に直結す
12 る。

13 我が国では、建築物の非木造化の流れが平成10年頃から転換して建築物に係る基準の合
14 理化が順次行われ、木造化の可能性が広がった。また、令和3年には、脱炭素社会の実現
15 に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36
16 号。以下「都市^まの木造化推進法」という。）が施行され、建築物一般への木材利用の促進
17 に官民を挙げて取り組むこととされた。近年では木質耐火部材等の新たな部材や部材の強
18 度を確保する利用技術の開発や普及も大きく進展するなど、建築物の木造化に向けた環境
19 が整ってきている。

20 一方、人口減少を主な要因として、新築住宅向け木材需要は縮小する見通しであり、よ
21 うやく訪れた木材利用の好機を生かすためには、既存の木材利用全般にわたる国産材への
22 転換を図るとともに、新たな需要を幅広く創出することが重要である。

23 この百年間、我が国の森林は、第二次世界大戦前後の木材需要の急増による森林資源の
24 枯渇、戦後の復旧造林と拡大造林、その後の保育段階の間の国産材供給の低迷といった激
25 動の時代を経て、現在では人工林の6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を過ぎる
26 に至っている。一方、この間、木材価格は昭和55年をピークに低下してきており、特に立
27 木価格の低迷が著しい。このような中、この豊富な人工林資源を持続的かつ最大限に活用
28 し、幅広い木材需要を満たすためにも、様々な段階において効率化を進め立木価格の向上
29 を図るなどにより、林業経営の採算性と持続性を高める必要がある。このため、人工知能
30 （以下「AI」という。）や情報通信技術（以下「ICT」という。）の活用等を通じた林
31 業・木材産業の効率性の向上や供給力の強化と、木材流通の合理化を進めると同時に、新
32 規事業者を含む多様な林業経営体等の育成等を進めていくことが重要である。

33 木材の持続的な供給をめぐるっては、令和3年に発生したいわゆるウッドショック¹により
34 輸入材の調達リスクが顕在化した。こうした中、幅広く需要を創出すると同時に、そこか
35 ら得られた利益が森林所有者を含む川上・川中・川下の関係者に適切に還元される構造の

¹ 米国における住宅需要の高まりや海上輸送の混乱等により、令和3年に輸入材の不足・価格高騰が発生したことをい
う。

1 確立に向けて、国産材のサプライチェーン²の構築を図ることが重要であり、このことは木
2 材の持続的な供給の確保を通じて我が国の社会経済の長期的な成長にも寄与するものであ
3 る。

4 さらに、木材の付加価値向上と炭素の貯蔵を図る上で重要となるカスケード利用³や、新
5 たな価値を生み出す未利用材の活用、それらを通じた資源・エネルギー安全保障の強化等
6 に向け、木質バイオマスによる熱電併給等の推進と併せて木質系新素材⁴の開発や実装を
7 加速していくことが重要である。

8 我が国の経済社会全体の動向に目を転ずれば、「2050年ネット・ゼロ」や「2030年ネイ
9 チャーポジティブ」の実現に向け、環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まってい
10 る。また、国民の間ではウェルビーイング⁵への関心が高まっている。この機会を捉え、森
11 林や木材の地球環境の保全に対する貢献（以下「環境貢献」という。）や心身等に与える
12 効果の見える化等を通じて、幅広い民間投資を呼び込み、森林の整備及び保全や木材需要
13 の拡大を進めることで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた取組を推
14 進することが重要である。環境貢献に向けては、持続可能性を確保した木材の供給が求め
15 られており、このようなニーズに対応する観点からも、主伐後の再生林の確保と生物多様
16 性の保全に配慮した多様で健全な森林づくりを図ることが求められる。

17 また、我が国の国土の約3分の2を占める森林は、木材等の生産機能のみならず、国土
18 の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの
19 場の提供、文化の形成等の多面的機能を有し、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社
20 会資本」である。これらの機能が持続的に発揮されるためには、将来にわたり、森林の適
21 正な整備及び保全を図る必要がある。

22 一方で、気候変動等の影響により、令和6年の能登半島地震・豪雨による災害といった
23 複合的な要因による山地災害や、令和7年の大船渡市林野火災等の大規模な林野火災が発
24 生しているほか、クマによる人身被害も増加している。このような国民生活の安全・安心
25 を脅かす新たな危機にも対応し、その予防・管理に向けた対応の強化を図ることが必要不
26 可欠である。

27 このため、豊かな森林資源の循環利用や里山林等の利活用等を進めると同時に、幅広い
28 民間投資も活用し、防災及び国土強靱化の観点からの森林整備や治山対策、林野火災予防
29 対策の強化、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備、病虫害・鳥獣害対策の充実、花粉の少
30 ない森林への転換の加速等を図ることが重要である。

31

32 これらの取組を着実に進めるためには、木育等を通じ、森林の有する価値や国産材を利
33 用する意義等について、森林・林業・木材産業の関係者のみならず、木材製品の利用者等

² 原材料の調達から、加工、配送、販売を経て消費者の手元に届くまでの一連の流れをいう。

³ 製品として価値の高い順に多段階的に利用することをいう。

⁴ 木質資源の成分から製造される従来になく素材をいう。

⁵ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいう。

1 を含めて森林の有する公益的機能⁶を享受する全ての国民等の間で幅広く理解を深め、そ
2 の行動変容につなげることが肝要である。

3 幅広い関係者との連携の下、将来に希望を持ってこれらの取組に挑戦できる構造を確立
4 し、先人が築いた我が国の森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりを着実に進める
5 ことにより、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、副題にあるように、百年つづく
6 「森の国・木の街」の実現を目指していく。

7

8 今回策定する森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）においては、上述の認識
9 の下、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画（以下「前基本計画」という。）
10 に基づく主な施策を評価し、浮かび上がった課題や前基本計画の策定以降の情勢変化等を
11 踏まえて、今後の対応方向や施策展開に当たっての基本的な視点等を明らかにするもので
12 ある。基本計画を指針とし、全ての関係者が主体的な取組を展開することを期待する。

13 基本計画は、今後20年程度を見通して定めるとともに、情勢の変化及び基本計画に基づ
14 き講ずる施策の効果全般にわたる評価を踏まえた形で、森林・林業基本法（昭和39年法律
15 第161号。以下「基本法」という。）に基づきおおむね5年ごとに所要の変更を行う。

16

⁶ 国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、文化の形成、木材等の生産等の多面にわたる機能を「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち木材等の生産に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

1 **第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針**

2 基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定や向上と国民経済の健全な発展を
3 図るため、前基本計画に基づく施策の評価や各般の情勢変化を踏まえた政策的な対応方
4 向を明らかにして、森林及び林業に関する施策を体系的に講じていく。

5 **1 前基本計画に基づく施策の評価等**

6 (1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況

7 ア 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

8 前基本計画では、多面的機能の発揮に向けて、「多様な森林がバランス良く賦存す
9 る「指向する森林の状態」」を参考に示し、これに到達する過程の森林の状態を目標
10 として設定した。令和7年においては、育成単層林 1,000 万 ha、育成複層林 130 万
11 ha、天然生林 1,370 万 ha、総蓄積 57 億 m³等という状態を目標とした。

12 この目標に対して、森林所有者の関心が低下し、森林の経営管理に必要な権利
13 の集積と経営管理の集約化（以下「森林の集積・集約化」という。）等も十分ではな
14 い中、林業適地において人工林の主伐後に天然更新が選択されたこと等により、令和
15 6年において、育成単層林の面積は目標値に等しい 1,000 万 ha となった一方、育成複
16 層林の面積は前基本計画策定時と同じ 110 万 ha にとどまっている。

17

18 イ 林産物の供給及び利用に関する目標

19 前基本計画では、望ましい森林の整備及び保全が行われた場合の木材供給量と、
20 需要動向を見通した用途別の木材利用量の目標を示した。令和7年においては、
21 総需要量を 87 百万 m³と見通し、木材供給量が 40 百万 m³となること等を目標とし
22 た。

23 この目標に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、令
24 和6年において、総需要量は前基本計画策定時から横ばいの 82 百万 m³となった。
25 また、人工林の6割が一般的に利用期に入るとされる 51 年生を過ぎる中、木材供
26 給量は燃料材を中心に増加したものの、35 百万 m³にとどまっている。

27

28 (2) 前基本計画に基づく主な施策の評価と課題

29 前基本計画の下では、全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間
30 的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築を目指して、国土と自然
31 環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を推進してきた。
32 これらの主な施策の評価と課題は、次のとおりである。

33 ア 適切な森林施業の確保と再生林の推進に関しては、令和4年に市町村森林整備
34 計画において特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業森林区域」
35 という。）を設定する仕組みを創設し、効率的施業森林区域では主伐後に原則と
36 して再生林を行うこととした。また、造林に係る省力化・低コスト化に関する技
37 術指針を作成するとともに、優良種苗の安定的な供給に取り組んだ。

1 優良種苗については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20
2 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）に基づく特定母樹の指定が総計
3 581 品種に達し（令和 8 年 3 月時点）、特定母樹由来の苗木（以下「特定苗木」と
4 いう。）の生産本数は 751 万本となった（令和 6 年度実績）。さらに、花粉の少
5 ないスギ苗木の生産量が 1,919 万本となりスギ苗木全体の 6 割に達した（令和 6
6 年度実績）。

7 これらの結果、人工造林面積に占める省力・低コスト造林面積の割合は、令和
8 2 年度の 40%から令和 6 年度には 60%まで上昇している。近年進展している衛星
9 画像解析等により伐採面積を推計すると、令和 5 年度における伐採面積に対する
10 人工造林面積の割合は 5 割強となっている。しかし、森林所有者の関心が低下し
11 ていること、依然として立木価格が低迷している中で再造林等にかかる経費負担
12 が大きいこと、民有林における効率的施業森林区域及び令和 3 年に改正された間
13 伐等特措法に基づく特定植栽促進区域（以下「効率的施業森林区域等」と総称す
14 る。）の設定が令和 6 年度時点で約 140 万 ha と、その取組が緒に就いたばかりで
15 あること等により、林業適地において人工林の主伐後に天然更新が選択され、再
16 造林が十分に行われていない状況が見受けられる。

17 また、生物多様性の保全への気運の高まりを踏まえ、令和 7 年 3 月には生物多
18 様性を高める取組を森林経営計画に記載できるよう森林経営計画制度の見直しを
19 行った。生物多様性の保全も含め、持続可能性を確保した木材の供給が求められ
20 中、当該見直しを反映した森林経営計画の作成等を促進することが今後の課題
21 である。

22
23 イ 面的なまとまりをもった森林管理に関しては、森林経営管理法（平成 30 年法律
24 第 35 号）に基づく市町村への経営管理権の集積等が進展した。一方で、森林所有
25 者の高齢化、相続等に伴う所有森林への関心の低下や不在村化が進行する中、境
26 界明確化等の条件整備が遅れているほか、市町村の事務負担や市町村と林業経営
27 体との連携に課題があり、林業経営体への経営管理実施権の設定は令和 6 年度時
28 点で 0.4 万 ha と低調である。

29 このような状況を受け、令和 7 年に同法が改正され、経営管理実施権の設定や
30 所有権の移転に向けた地域の関係者の連携を促進する新たな仕組みとして集約化
31 構想制度を創設するとともに、所有者不明森林等に関する手続の簡素化など市町
32 村の事務負担の軽減に向けた措置を講ずることとされ、令和 8 年 4 月から施行さ
33 れた。森林の集積・集約化の加速に向け、同法に基づく制度の活用促進や、森林
34 境界の明確化の効率的な推進が課題である。

35
36 ウ 望ましい林業構造の確立と担い手となる林業経営体の育成に関しては、ハーベ
37 スタ等の林業機械の導入や、ICT等の新技術を活用して伐採から再造林・保育

1 に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開等に取り組んだ。また、
2 森林経営管理法に基づき、都道府県は、経営管理実施権の設定を受けること
3 を希望する林業経営体として、1,609 経営体を公表している（令和8年3月時点）。

4 この結果、スマート林業技術⁷の開発やその一部の実装が進んだが、全国での本
5 格的な活用には至っていないなど、林業経営体の生産性の向上はなお課題として
6 残されている。加えて、再造林等にかかる経費が十分に考慮された木材取引が行
7 われていないなど、国産材サプライチェーン全体にわたる旧来の商慣習も、持続
8 的な林業構造の確立に向けた課題となっている。

9
10 エ 林業従事者の育成・確保、労働環境の改善等に関しては、林業労働力の確保の
11 促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、「林業労働力の確保の促進
12 に関する基本方針」を令和4年に変更し、多様な労働者が働きやすい環境整備等
13 を推進することとした。また、「緑の雇用」事業により前基本計画の期間中も毎
14 年継続して700人程度の新規就業者（研修生）を確保している。

15 一方、林業従事者の年間平均所得は十分上昇しておらず、また、林業の死傷年
16 千人率⁸は令和2年の25.4から令和6年の23.3に減少したが、依然として全産
17 業平均の2.3を大きく上回っていることから、引き続き、所得の向上と労働環境
18 の更なる改善が課題である。

19
20 オ 原木の安定供給に関しては、燃料材需要の増大等に対応して供給量が増加する
21 とともに、製材工場における直送率⁹は約5割に達し、原木流通の効率化が進展し
22 た。一方で、急激な需給変動の際には、林業経営体の生産性の低さや労働力不足、
23 製材工場等の供給力不足やストック機能の脆弱性等の供給体制の課題に加え、木
24 材需給に係る情報が川上・川中・川下の関係者間で十分に共有されないことによ
25 り、弾力的な木材供給が困難な状況も見られた。また、再造林や素材生産から木
26 材加工、消費に至るまでの木材に係るコスト構造（以下「木材に係るコスト構造」
27 という。）等に関する関係者間の理解の醸成も十分でなく、現状のままでは国産
28 材の供給拡大や付加価値向上の機会を逸するおそれがある。

29
30 カ 木材産業の競争力強化に関しては、製材業の出荷額が令和2年の63百億円から
31 令和5年には78百億円に、合板・単板製造業の出荷額が同じく35百億円から40
32 百億円に増加するなど、木材産業の市場規模は拡大しているものの、製材・合単
33 板工場の生産性は前基本計画の期間中に頭打ちとなっている。国際競争力の強化
34 に向けた木材の安定供給の観点からは、木材加工流通施設の生産性の更なる向上

⁷ 労働安全の確保、生産性の向上等に資するICTや自動運転等の新たな技術をいう。

⁸ 労働者1,000人当たり1年間に発生する労働災害による死傷者数（休業4日以上）を示すものをいう。

⁹ 工場が調達した原木のうち、木材流通業者を経由せず、素材生産業者等から直接入荷したものの割合をいう。

1 と機能強化が急務である。また、品質性能の確かな木材製品を供給するためには、
2 木材製品における日本農林規格（以下「JAS」という。）の認証取得が重要で
3 ある。しかし、構造用製材の格付率が令和6年において3割にとどまっているよ
4 うに、特に製材分野で認証が進んでいない。さらに、大径材の増加への対応や内
5 装材等の付加価値の高い製品の供給等が不十分である。

6
7 キ 木材利用の促進に関しては、都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進
8 協定の締結数が、220件となった（令和7年12月時点）。また、直交集成板（以
9 下「CLT」という。）や木質耐火部材等の開発や普及により、公共建築物の木
10 造率が上昇するとともに、民間の非住宅分野でも、店舗等の低層かつ比較的小規
11 模な建築物を中心に、企業による木材利用の取組が拡大した。一方、中高層の木
12 造建築物については、徐々に増加しているものの、なお一部にとどまり、国民が
13 日常的に目にするような状況にはなっていない。また、低層住宅では柱材等を中
14 心に国産材の利用が拡大したが、国内新築住宅市場の縮小を見据えると、横架材
15 等の国産材比率が低い部材における利用促進が課題である。

16 木材等の輸出促進に関しては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令
17 和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出産地育成に向
18 けたセミナーの開催、輸出先国の規格・基準やニーズに対応した性能検証等の取
19 組を行った結果、輸出額が令和2年の357億円から令和7年には596億円まで増
20 加した。また、令和7年5月には同戦略を見直して対策の強化を図った。一方で、
21 原木が輸出額の約5割を占めており、付加価値の高い木材製品等の輸出拡大が課
22 題である。

23 木質バイオマスの利用に関しては、木質バイオマス発電所の増加等により、燃
24 料材の国産材利用量が令和2年の9百万m³から令和6年には12百万m³まで増加
25 し、製紙等向けパルプ・チップ用材と併せて、国産材需要を下支えする役割を果
26 たした。一方、地域によっては、発電事業者間や既存需要者との間での原木需要
27 の競合や森林資源の持続的利用に対する懸念が生じている。

28 新たな動きとして、環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運やウェルビ
29 ーイングへの関心が高まっている。しかし、森林整備や木材利用等を通じた環境
30 貢献を客観的に評価する手法は十分に普及しておらず、また、木の良さや利用の
31 意義、森林の価値等が消費者に十分に理解されていないため、建築物等に木材を
32 利用する動機付けが不足している。

33 34 (3) 前基本計画策定以降の情勢変化等

35 我が国は、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の損失など地球規模の大き
36 なる変化や、不透明な国際情勢、急速な少子高齢化等にも対応しながら、各般の施
37 策を進めていくことが求められており、主な情勢変化等は、次のとおりである。

1 ア 令和2年以降の温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定の
2 下、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）において、GXの推進等を
3 通じた「2050年ネット・ゼロ」の実現に向けた、新たな温室効果ガス削減目標が
4 掲げられた。また、生物多様性の保全に関しては、昆明・モンテリオール生物多
5 様性枠組が令和4年に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部で採
6 択されたことを受け、我が国では令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」
7 を閣議決定し、令和12年までに「ネイチャーポジティブ」を実現することとされ
8 た。これらを背景として、環境に配慮した企業経営等への意識が高まる中、二酸
9 化炭素の吸収源であると同時に、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であ
10 る森林への期待や、再生可能で二酸化炭素の排出削減・貯蔵にも資する資材とし
11 ての木材への関心が高まっている。折しも、地球温暖化対策の推進に関する法律
12 （平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
13 （以下「SHK制度」という。）が変更され、同法の特定事業所排出者が報告等
14 を義務付けられている自らの温室効果ガス排出量の算定において、森林経営活動
15 や木材製品の利用による炭素蓄積変化量を利用することが可能になったほか、建
16 築物のライフサイクルカーボン（以下「LCCO₂」という。）の評価¹⁰に関する
17 制度の導入が検討されるなど、森林や木材の環境貢献の見える化に資する動きが
18 進展している。

19
20 イ 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により木材需要全体が低
21 迷し、その後、いわゆるウッドショックが発生するなど、国産材のサプライチェ
22 ーン全体で急激な需給変動に対応する必要に迫られた。こうした複合的な外部要
23 因を背景に、経済安全保障の観点からも国産材への期待が高まっており、建築用
24 材等に占める国産材の割合が過半となっている。

25
26 ウ 森林・林業・木材産業分野において、これまで、リモートセンシング¹¹やICT
27 の活用、林業機械の遠隔操作・自動運転技術の開発、改質リグニンやセルロース
28 ナノファイバー（以下「CNF」という。）を始めとする多様な木質系新素材の
29 開発や実装、細胞増殖による苗木生産技術の開発等が進展している。さらに、A
30 Iについては急速な技術進歩が起きており、森林・林業・木材産業分野において
31 も効率性や利便性を大きく向上させること等が期待されている。

32
33 エ テレワーク環境の整備が全国的に進展し、場所にとらわれない柔軟な働き方が
34 広がるなど、農山漁村地域が居住地として見直される環境が整いつつある。この

¹⁰ 建築物の資材製造・施工から解体に至るまでの全体を通じた二酸化炭素等の排出量を定量的に計算し、評価することをいう。

¹¹ 衛星、航空機、ドローン等を用い離れたところから、観測対象のデータを取得する技術をいう。

1 ような状況も踏まえて、「地方みらい共創戦略」（令和7年5月農林水産省地方
2 みらい共創研究会策定）においては、森林・山村分野について、森林の有する多
3 面的機能に価値を見出し、地域の賑わいや所得と雇用を創出する「森業^{もりぎょう}」を推進
4 することとされた。

5
6 オ 気候変動等に伴い激甚な山地災害等が相次いでいる。令和6年には、1月の能
7 登半島地震により亀裂が生じていた山地において9月の奥能登豪雨が発生したこ
8 と等により山腹が崩壊し、人家や道路に土砂や流木が流出するなど、複合的な要
9 因による甚大な被害がもたらされた。令和7年には、記録的な少雨の影響もあり、
10 冬から春にかけて大規模な林野火災が各地で発生した。なかでも、2月に岩手県
11 大船渡市で発生した林野火災は、過去60年で最大のものとなった。また、クマの
12 分布が人間の生活圏周辺まで拡大し、特に、令和7年には死者数が過去最多とな
13 るなど人身被害が多く発生した。

14 15 2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

16 (1) 森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現

17 環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運の高まりを好機と捉え、森林や木
18 材の環境貢献の見える化を通じて木材の利用拡大と幅広い需要の創出を図る。また、
19 それに対応した林業・木材産業の体質強化と、林業従事者の所得及び立木価格の向
20 上が重要であることから、木材加工流通施設の戦略的な整備、スマート林業の推進、
21 森林の集積・集約化の推進等に取り組み、造林から木材利用までの各段階で付加価
22 値を生み出し、関係者が相互理解の下、正の連鎖でつながる強靱なサプライチェー
23 ンの構築を図る。これにより、森業等による山村地域の発展と併せて、森林資源の
24 循環利用と付加価値の創出を推進し、林業・木材産業の成長を持続可能なものとし
25 ていく。

26 同時に、気候変動等がもたらす複合的な要因による山地災害や大規模な林野火災
27 等の危機を予防・管理するため、森林整備・治山対策を強化するとともに、水源涵
28 養機能等の多面的機能の発揮に向けた多様で健全な森林づくりを進め、国民生活の
29 安全・安心を根底から支えていく。

30 これらにより森林・林業・木材産業の好循環を生み出すことは、林業・木材産業
31 が内包する持続性を高めながら成長・発展させる「グリーン成長」の理念を発展的
32 に引き継ぐものである。その具体像となる「森の国・木の街」の実現に向け、関係
33 者が将来に希望を持って新たな取組に挑戦できるよう、民間活力の積極的な活用を
34 図りつつ、施策を集中し、機動的な実施を図ることにより、森林・林業・木材産業
35 の次の百年の礎を築いていく。

1 (2) 林業・木材産業の成長の実現

2 ア 木材の利用拡大と幅広い需要の創出

3 都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定、「森の国・木の街」づ
4 くり宣言、新たな部材の開発等により、非住宅・中高層建築物への木材利用が徐々
5 に広がっている。この動きを主流化するため、SHK制度や建築物のLCCO₂
6 の評価等を活用し、木材は他の資材と比べ製造時のエネルギー消費が少なく、炭
7 素貯蔵効果の長期発揮が期待できるといった、様々な価値の見える化を進める。
8 また、JAS構造材¹²等を活用した建築手法やCLTの普及等により、更なる需
9 要を創出するとともに、多様な主体の参画により、地域ぐるみの木造化を促進す
10 る。低層住宅についても、国産材比率の低い横架材等を中心に、国産材の利用拡
11 大に資する新部材の開発や設計手法の確立等を加速する。あわせて、今後の市場
12 規模の拡大が見込まれ、成長分野として期待されるリフォームについて、増改築
13 や耐震化、内装工事における木材の需要を着実に捉えてその利用を促進する。そ
14 の際、木材が心身等に与える効果に関するデータや科学的根拠を整理し発信する
15 とともに、大径材や広葉樹材を活用した内装材等の付加価値の高い製品の開発や
16 普及を推進していく。加えて、土木分野等への木材利用を推進する。

17 我が国の木造建築は地震や火災に強く、その技術は世界に誇る高水準にあり、
18 安全・安心な生活・職場空間の創出に資するものである。こうした我が国の技術
19 を生かした製品の海外における認知度の向上やブランド化を図り、新規市場の開
20 拓に向けた市場調査や、輸出先の国や地域の市場のニーズに対応した木材加工施
21 設の整備等により、CLTやツーバイフォー工法用部材¹³等の木材製品の輸出拡
22 大等を図る。

23 また、余すことのない木材利用を目指し、木材のカスケード利用や未利用材の
24 活用を進めつつ、将来にわたる木質バイオマスの安定的な需要先確保に向け、木
25 質系新素材の更なる開発や実装、木質バイオマスの熱利用や熱電併給を促進して
26 いく。

27 さらに、企業等の行動変容にもつながる消費者の理解醸成に向け、木の良さや
28 利用の意義、森林の価値等を学ぶ木育等を促進していく。

29 イ 需要に応じた国産材の供給力強化

30 横架材等の国産材比率の低い部材等の安定供給に向け、木材加工流通施設の生
31 産力強化や省力化を加速するとともに、製材工場、合板・LVL¹⁴工場等（以下「製
32 材・合板工場等」という。）の間の連携やストック機能の強化を図る。その際、建
33 築分野への木材利用の促進に必要なJAS構造材等の品質性能の確かな製品の安
34

¹² 構造材のうちJASによる格付けがなされたものをいう。

¹³ 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）に用いる部材のことをいう。

¹⁴ 単板積層材（Laminated Veneer Lumber）のことをいう。

1 定的かつ効率的な供給体制を戦略的に整備する。また、木材の付加価値の向上に
2 向け、今後出材の増加が見込まれる大径材に対応して単価の高い板材等を効率的
3 に生産することのできる施設の整備や、効果的な木取りの手法の普及等を推進す
4 る。地場の中小製材・合板工場等については、地域の関係者との連携等を通じ、
5 地域のニーズに対応した付加価値の高い木材製品の持続的な供給体制の構築を推
6 進していく。

7 8 ウ スマート林業技術の実装等による持続的な林業の確立

9 林業の労働安全の確保と生産性の更なる向上、原木の安定供給体制の構築に向
10 け、効率的な作業システムの導入を進めるとともに、AIを始めとするデジタル
11 技術の活用により従来の業務手順や商慣習の変革を図る林業DX（デジタルトラ
12 ンスフォーメーション）の推進、林業機械の遠隔操作・自動運転技術等といった
13 スマート林業技術の開発や実装、特定苗木の導入等に取り組む。

14 また、技能検定制度等を活用した能力評価の導入によるキャリアに応じた昇給
15 の実現や、個人事業者等を含めた関係者の労働安全の確保に向けた意識改革の徹
16 底等により、林業従事者の所得の向上と労働環境の更なる改善を促進していく。

17 さらに、森林の集積・集約化を進めつつ、長期にわたる持続的な経営を担う多
18 様な林業経営体の育成及び確保に向け、新規参入を促進するとともに、当該経営
19 に必要となる権原の集積や経営基盤及び経営力の強化を図っていく。

20 21 エ 森業等の推進による山村地域の自立的かつ持続的発展

22 山村地域には山や森林と深く結びついた貴重な伝統文化や習俗等が受け継がれ
23 ている。また、山村地域は、森林の有する多面的機能の発揮を支える林業従事者
24 の生活基盤としても重要な地域である。こうした山村地域について、人口減少と
25 少子高齢化が進行する中、自立的かつ持続的な発展を図るためには、森林資源を
26 最大限に活用して集落を維持していくことが不可欠である。

27 その際、森林の保健・レクリエーション機能や美しい景観に関心を持つ都市部
28 の住民、森林整備等を通じた環境貢献を検討している企業等を対象として交流を
29 拡大するなど、木材等生産機能にとどまらない森林の価値を活用して移住・定住
30 の促進や所得の確保を図ることが重要である。このため、林業・木材産業の成長・
31 発展と同時に、従来から進めている森林サービス産業を中心とした森林の総合的
32 な活用の取組に加え、森林由来Jークレジットの活用等を通じて、人と森林の関
33 係を深化させ、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業を推進
34 していく。

35 36 オ ゾーニングと森林の集積・集約化の加速

37 森林の有する多面的機能の発揮に向け、期待する機能に応じた区域の設定（以

1 下「ゾーニング」という。)を確実に実施するとともに、森林経営計画制度等に
2 基づく森林の適正な整備及び保全の取組を推進していく。

3 現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを
4 含む。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地に
5 ついては、将来にわたり森林資源の循環利用を進めることとし、林地保全や生物
6 多様性保全等が図られた適正な伐採と再生林の確保を図る。その際、林業生産活
7 動の基盤となる路網の重点的な整備を推進するとともに、リモートセンシングや
8 A I を活用した境界明確化や情報の透明化等を推進する。さらに、令和7年に改
9 正した森林経営管理法の最大限の活用等を図り、個々の森林境界にとらわれない
10 手法の普及も推進しつつ、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林
11 の集積・集約化を加速する。

12 林業適地以外の人工林については、侵入広葉樹を活用した針広混交林化等によ
13 り天然林への移行を図る。天然林のうち、里山林のような利活用等により機能の
14 維持増進を図るものについては、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備
15 による利活用等を行うとともに、それ以外の天然林については、保全管理を図る。
16 その際、順応的管理（アダプティブマネジメント）¹⁵の考え方にに基づき区分を問わ
17 ず生物多様性の保全に配慮した森林づくりを推進する。

18 19 カ 強靱な国産材サプライチェーンの構築

20 環境に配慮した企業経営等への意識の高まりから、持続可能性を確保した木材
21 への関心が高まっていること、違法伐採の抑制等に向けた取組を強化すべく合法
22 伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年
23 法律第22号）が令和7年4月に施行されたこと、建築用材等に占める国産材の割
24 合が過半となったこと等の情勢変化を生かし、強靱な国産材サプライチェーンを
25 構築していく。具体的には、林地保全や生物多様性保全等が図られた適正な伐採
26 と更新を確保し、木材の持続的かつ安定的な供給や調達がなされるよう、森林所
27 有者や林業経営体、木材産業関係者、建築業者等の実需者、一般消費者等の間で、
28 木材需給の動向や木材に係るコスト構造、森林経営計画や森林認証等に基づく取
29 組状況など、持続可能性を確保した木材に関する情報等を共有し、相互理解を醸
30 成することを通じ、合理的な価格形成を促進していく。

31 同時に、ICTの活用等により原木流通のコーディネート機能を強化するなど、
32 商流、情報流、物流の各面から、地域の実情に応じた合理化と効率化を進めてい
33 く。

34
35

¹⁵ 将来の状況が必ずしも当初の予測どおりとならないことをあらかじめ管理体系に組み込み、継続的に監視を行いながらその結果に合わせて対応を変える管理手法をいう。

1 (3) 国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり

2 森林の恩恵は広く国民に及んでいる一方で、近年の気象条件や環境の変化等によ
3 り、激甚化する山地災害、大規模な林野火災、クマによる人身被害等、国民の安全・
4 安心を脅かす危機が頻発している。このため、期待する機能に応じたゾーニングに
5 基づく森林づくりを進めつつ、以下の取組を推進する。

6 気候変動等に伴う豪雨の増加等に対応するため、「第1次国土強靱化実施中期計
7 画」(令和7年6月閣議決定)に基づき、山地災害危険地区の再点検¹⁶の結果等を踏
8 まえた治山対策及び再造林や路網の強靱化等の森林整備を加速する。

9 また、林野火災対策として延焼しにくい多様な林相への誘導や林野火災に係る広
10 報等の強化を図るほか、シカ被害対策としてドローンによる生息状況調査等や、松
11 くい虫防除対策等として効率的な薬剤散布等を進める。さらに、「クマ被害対策パ
12 ッケージ」(令和7年11月クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)に基づき、
13 奥山の針広混交林化等による生息環境の保全及び整備、緩衝帯の整備による人の生
14 活圏への出没防止等を推進する。あわせて、国民の4割超が罹患していると言われ
15 る花粉症について、「花粉症対策の全体像」(令和5年5月花粉症に関する関係閣
16 僚会議決定)に基づく対策を進める。

17
18 **3 施策展開に当たっての基本的な視点**

19 (1) 現場の多様性を生かす施策の展開

20 我が国の森林は多様な気候帯に属し、様々な森林生態系の類型で構成されること
21 から、それらに適応した管理手法が各地で発展してきた。また、林業経営を担う主
22 体は、森林所有者や森林組合、民間事業者(自伐型林業¹⁷に取り組む事業者を含む。)
23 に加えて、木材産業関係者、建築業者、異業種から林業へ参入した者など多様化し
24 ている。木材産業においても、効率性を重視した大規模生産や、付加価値を重視し
25 た生産など、地域内外の需要に応じて経営戦略が多様化している。

26 このため、現場の取組状況や関係者の声を常に幅広く把握し、それらを踏まえる
27 ことにより、現場の多様性を生かした森林・林業・木材産業の発展が図られるよう
28 施策を展開する。その際、関係府省や地方公共団体と緊密な連携を図るとともに、
29 国有林野におけるフィールドや森林管理局等の組織・技術力等を活用して、地域ご
30 との課題に対応した具体的かつ先導的な取組を進めていく。

31
32 (2) 新たな技術の積極的な活用

33 近年、AI等の最先端技術、リモートセンシングやICTに加え、林業機械の遠
34 隔操作・自動運転技術、改質リグニンやCNFを始めとする多様な木質系新素材や

¹⁶ 近年の豪雨による山地災害の発生状況等を踏まえ見直した判定基準に基づき、令和6年度から令和7年度にかけて実施した調査及び危険度を判定したものをいう。

¹⁷ 保有森林又は施業受託した森林において、専ら自家労働等により行う、小規模な林業をいう。

1 木質耐火部材の製造技術、ゲノム情報¹⁸を活用した林木育種技術、細胞増殖による
2 苗木生産技術等、新たな技術の開発が進展している。

3 こうした技術は、林業の労働安全の確保や生産性の向上、木材需要の拡大を通じ
4 た森林・林業・木材産業の成長の実現に不可欠なものであり、今後も産学官連携に
5 より新たな技術の開発を進めるとともに、効果の実証等を通じて実装を進めていく。
6

7 (3) 国民理解の促進

8 各般の施策を推進していくためには、関係者が一体となって努力するだけでなく、
9 国民の幅広い理解を得る必要がある。このため、木育や森林環境教育等を通じて、
10 森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を効果
11 的に発信し、国民一人一人の理解を促進することにより、森林を社会全体で支えて
12 いこうという行動変容につながる気運を醸成していく。
13

14 4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点

15 施策の推進に当たっては、全ての国民が適切な役割分担の下、相互の連携を図りつ
16 つ、一体となって努力することが求められる。

17 このため、国や地方公共団体においては、現場で具体的な取組が進むよう、施策の
18 充実と効果的な展開に努めていく。

19 川上・川中・川下の関係者においては、短期的な利益のみを追求するのではなく、
20 木材を始めとする森林がもたらす価値を分け合う共生関係にあるとの視点を共有し、
21 互いに協力して、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理、森林資源の循環利
22 用を確保すべく努力することにより、将来にわたって共栄していくことを期待する。
23

¹⁸ 生物の有する遺伝情報の全体をいう。

1 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

2 1 目標等の性格

この基本計画において定める目標は、森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針として定めるものである。具体的な目標については、その達成状況を総合的かつ客観的に評価できるよう、数値によるものとする。また、目標達成に向けて取り組むべき具体的施策について、その有効性を示すための成果指標（以下「K P I」という。）を設定することにより、その検証等と施策の見直しを行うP D C Aサイクルを実践し、目標の着実な達成を図る。

2 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(1) 目標の基本的な考え方

将来にわたり多面的機能を高度に発揮していくためには、森林の現況、自然条件、地域の経済社会の要請等を踏まえながら、適正な整備及び保全により、多様で健全な森林づくりを進める必要がある。このことから、機能発揮に向けた森林の整備及び保全の考え方、森林の状態等を明らかにする。

(2) 目標の定め方

森林の有する多面的機能とその機能を発揮する上での望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた整備及び保全の考え方を森林の区分ごとに明らかとする。その上で、森林の適正な整備及び保全の実施によりバランスの良い森林の構成及び配置となり、かつ、将来にわたってこれが安定的に推移し、多面的機能が持続的に発揮される理想的な森林の状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として示す。

(3) 森林の有する多面的機能と望ましい姿

森林の有する主な多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能及び地球環境保全機能からなる公益的機能と木材等生産機能とに大別される。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

1 (快適環境形成機能)

2 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸
3 被害に対する抵抗性が高い森林。

4 (保健・レクリエーション機能)

5 身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からな
6 り、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教
7 育活動に適した施設が整備されている森林。

8 (文化機能)

9 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森
10 林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文
11 化的・知的向上等を促す場としての森林。

12 (生物多様性保全機能)

13 全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、
14 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特
15 有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

16 (木材等生産機能)

17 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成
18 され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

19 (地球環境保全機能)

20 二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等により地球環境を調節する属地性
21 のない機能であり、全ての森林が発揮するもの。

23 (4) 森林の整備及び保全の考え方

24 ア 森林の区分

25 期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全の考え方については、前基本
26 計画まで、育成のための造林や保育など人為の程度と、単層や複層という森林の
27 階層構造に着目した区分により示してきたが、人工林の6割が利用期となってい
28 る我が国の資源状況と、生物多様性等の公益的機能への要請の高まりを踏まえ、
29 植栽等により成立しているか否かといった更新方法に着目し、次の区分ごとに示
30 す。

31 (ア) 人工林

32 主として植栽又は人工下種¹⁹により成立している森林。例えば、植栽による
33 スギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ等からなる森林。

34 (イ) 天然林

35 主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により

¹⁹ 種子を直接林地に播き付ける造林法をいう。

1 成立している森林。例えば、天然更新によるアラカシ、クヌギ、コナラ、ブナ、
2 コメツガ、エゾマツ、トドマツ等からなる森林。

3 4 イ 整備及び保全の考え方

5 (ア) 基本的な考え方

6 現況が人工林である森林については、自然的・社会的条件に応じて、森林資
7 源の充実と公益的機能の発揮を図る。具体的には、多様な伐期の設定や伐採面
8 積の縮小・分散に取り組みつつ、林業適地については、植栽による確実な更新
9 を行い、これを維持し、持続的に利用していく。林業適地以外については、帯
10 状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林
11 へ移行する。

12 現況が天然林である森林については、自然の推移に委ねることを基本としつ
13 つ、当該森林のうち里山林等については、更新補助作業を含む適切な整備によ
14 り利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る。

15 これらにより、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される
16 森林がバランス良く存在する状態を目指す。

17 18 (イ) 森林の区分に応じた整備及び保全の考え方

19 a 人工林

20 林業適地については、人工林として確実に維持し、資源の充実を図る。こ
21 の場合、適切な間伐とともに、標準的な伐期や長伐期など多様な伐期での主
22 伐と植栽による確実な更新を図る。また、木材等生産機能の発揮と水源涵養
23 機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小
24 や分散、間伐の繰り返しによる伐期の延長、植栽による確実な更新を図る。
25 木材等生産機能の発揮と山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期
26 待する森林では、自然条件等に応じて、伐期の延長や带状等の伐採による皆
27 伐の回避を図りつつ、植栽による確実な更新を図る。なお、伐採に当たって
28 は、生物多様性の保全等に配慮しつつ、土砂の流出を招かないよう、搬出方
29 法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。

30 また、林業適地以外については、自然条件等に応じて、带状等の伐採と侵
31 入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。

32 さらに、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の
33 発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、これらの機能の発揮に向
34 けた森林空間の利用と他の公益的機能の発揮との調整を図りつつ、景観の創
35 出等の観点から、間伐の繰り返し等により長期にわたって人工林を維持し、
36 又は自然条件等に応じて侵入広葉樹の活用等により天然林へ移行する。また、
37 希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が

1 求められる森林においては、その機能の発揮に必要な施業等により、人工林
2 を維持し、又は天然林へ移行する。

3
4 b 天然林

5 里山林など「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」については、
6 更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持
7 増進を図る。特に快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化
8 機能の発揮を期待する森林では、これらの機能の発揮に向けた森林空間の利
9 用と他の公益的機能の発揮との調整を図りつつ、不用木の伐採等を行う。

10 その他の森林は、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植
11 生の復元等の保全管理を図る。

12
13 (ウ) 森林の区分に応じた路網整備の考え方

14 森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、路網整備が
15 不可欠であり、「指向する森林の状態」に応じた適切な路網整備を進める。基
16 本的には、人工林において重点的に路網を整備し、自然の推移に委ねる天然林
17 においては既存路網を維持していく。その際、林業機械の開発や実装の進展状
18 況等を踏まえつつ、傾斜区分別の作業システムに応じ、林道と森林作業道を適
19 切に組み合わせて整備する。具体的には、緩傾斜地では車両系、中傾斜地では
20 車両系又は架線系、急傾斜地や急峻^{しゅん}地では架線系を前提に林道を基幹とした路
21 網の整備を推進する。

22
23 (5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

24 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、第1に掲げた基本的な方針を踏
25 まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現
26 可能なものとして、第1表のとおりとする。

1 第1表 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	令和7年 (現況)	目標とする森林の状態		
		令和12年	令和17年	令和27年
森林面積 (万 ha)				
人工林	1,020	1,010	1,000	980
天然林	1,490	1,500	1,510	1,530
うち利活用等により機能の 維持増進を図る天然林	110	130	150	190
合計	2,500	2,500	2,500	2,500
総蓄積 (百万 m ³)	9,940	10,420	10,810	11,410
1 ha 当たり蓄積 (m ³ /ha)	398	417	432	456
総成長量 (百万 m ³ /年)	128	115	103	84
1 ha 当たり成長量 (m ³ /ha 年)	5.1	4.6	4.1	3.4

2

3 (参考)

4 ○ 指向する森林の状態 (単位：万 ha)

人工林	天然林		合計
		うち利活用等により機能 の維持増進を図る天然林	
630	1,870	520	2,500

5

6 注1：「人工林」は、主として植栽又は人工下種により成立している森林で伐採跡地を含み、「天然林」は、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。

7

8 2：「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林で、現況は、天然林のうち人為により成立しているものを集計している。

9

10 3：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、令和7年を基準として算出している。

11

12 4：令和7年の値は、令和7年4月1日の数値で、面積は森林資源現況調査、総蓄積及び総成長量は森林生態系多様性基礎調査²⁰の結果から推計している。

13

14 5：森林面積は、十万 ha 単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。

15

16 3 林産物の供給及び利用に関する目標

17

18 (1) 目標の基本的な考え方

19 林業の持続的かつ健全な発展並びにそれを通じた森林の適正な整備及び保全を図るためには、国産材の供給や利用を促進していく必要があることから、木材供給量及び木材利用量を明らかとする。

20

21 (2) 目標の定め方

22 木材供給量の目標については、期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全

²⁰ 現地における実測により林況や植物種の多様性等の持続可能な森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する全国レベルの森林調査 (National Forest Inventory : NFI) をいう。

1 が行われた場合に将来の利用量に対応して供給し得る木材の量として、第2表のと
 2 おりとする。木材利用量の目標については、今後の需要動向を見通した上で、我が
 3 国の林業・木材産業の競争力強化や木材需要の創出等が適切に進められた場合に実
 4 現可能な用途別の木材利用量として、第3表のとおりとする。

5 第2表 木材供給量の目標 (単位：百万m³)

	(実績) 令和6年	(目標) 令和12年	(目標) 令和17年
木材供給量	35	40	42

7 第3表 用途別の木材利用量の目標 (単位：百万m³)

	総需要量			利用量		
	(実績) 令和6年	(見通し) 令和12年	(見通し) 令和17年	(実績) 令和6年	(目標) 令和12年	(目標) 令和17年
建築用材等 計	32	34	35	18	23	26
製材用材	25	26	26	14	18	20
合板用材	8	8	9	4	5	6
非建築用材等 計	50	50	50	17	17	17
パルプ・チップ用材等	27	26	26	4	4	4
燃料材	23	24	24	12	13	13
合 計	82	85	85	35	40	42

9 注1：用途別の利用量は、国産材に係るものである。

10 2：各用途には輸出を含む。

11 3：「パルプ・チップ用材等」には、しいたけ原木等を含む。

12 4：「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。

13 5：百万m³単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。

14 4 KPI一覧

15 (1) 森林の有する多面的機能の発揮

K P I	
民有林の効率的施業森林区域等の面積	140万ha(令和6年度)→400万ha(令和12年度)
森林施業面積	45万ha(令和6年度)→54万ha(令和12年度)
人工造林面積	3.5万ha(令和6年度)→4.5万ha(令和12年度)
省力・低コスト造林の実施面積割合	60%(令和6年度)→86%(令和12年度)
人工造林面積に対するシカ被害発生面積の割合	10%(令和5年度)→8%(令和12年度)
花粉の少ないスギ苗木の生産割合	6割(令和6年度)→8割(令和12年度)
針広混交林化等により天然林へ移行した面積	令和12年度までの累計10万ha
きのご類生産量	43万t(令和6年)→47万t(令和12年)

生物多様性を高める森林づくりが行われている森林の面積割合	2割（令和6年度）→6割（令和12年度）
路網の整備により効率的な利用が可能となる森林の資源量	7億m ³ （令和5年度）→20億m ³ （令和12年度）
最も危険度の高い山地災害危険地区における治山対策完了率	54%（令和5年度）→64%（令和12年度）
適切に保全されている海岸防災林等の割合	98%（令和6年度）→100%（令和12年度）
森業の取組が行われている市町村数の割合	4割（令和6年度）→6割（令和12年度）
新たに境界明確化を実施した森林面積	令和12年度までの累計20万ha
民有林の人工林のうち林業経営体に森林の集積・集約化した面積	160万ha（令和5年度）→210万ha（令和12年度）

1
2

（2）林産物の適切な供給及び利用

K P I	
長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体数	1,609経営体（令和7年度）→1,800経営体（令和12年度）
林業経営体の生産性（主伐）	7m ³ /人日（令和6年）→10m ³ /人日（令和12年）
デジタル林業戦略拠点数	3（令和7年度）→25（令和12年度）
林業従事者の所得水準	全産業並みに引上げ（令和12年） 林業：361万円（令和4年） 全産業：458万円（令和4年）
林業の労働災害発生率（死傷年千人率）	23（令和6年）→16（令和12年）
安全かつ効率的な技術を新たに有した従事者数	9百人（令和6年度）→15百人（令和12年度）
製材・合板工場等の国産の原木入荷量	16百万m ³ （令和6年）→21百万m ³ （令和12年）
製材・合板工場等の生産性	600m ³ /人年（令和5年）→800m ³ /人年（令和12年）
国内で格付された構造用製材のJAS格付率	3割（令和6年）→4割（令和12年）
製品1m ³ 当たりの付加価値額	12,000円（令和5年）→14,000円（令和12年）
国産広葉樹の製材・合板用材利用量	11万m ³ （令和6年）→13万m ³ （令和12年）
内装材の国産材利用量	80万m ³ （令和6年）→100万m ³ （令和12年）
木造住宅等における国産材率	5割（令和6年）→6割（令和12年）
公共建築物の木造率	1割（令和6年度）→2割（令和12年度）
建築物木材利用促進協定締結数	220件（令和7年）→350件（令和12年）
製材・合板の輸出量	45万m ³ （令和6年）→169万m ³ （令和12年）
木質系新素材の国産材利用量	300m ³ （令和6年）→10,000m ³ （令和12年）
木育の取組が行われている市町村数の割合	3割（令和6年度）→6割（令和12年度）

3
4

注：K P Iについては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

1 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

3 森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森
4 林の状態」に向けた森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。
5 その際には、流域及び自然環境の保全の観点から、河川事業や自然公園事業等の施策
6 との連携を図る。

7 (1) 持続的な森林経営の推進

8 ア 森林計画制度の下での適切な施業の推進

9 「指向する森林の状態」を見据えた森林資源の循環利用と多様で健全な森林づ
10 くりのため、森林計画制度の下で、森林所有者等による造林、保育、伐採その他
11 森林施業の適切な実施を推進する。具体的には、市町村森林整備計画において発
12 揮を期待する機能に応じたゾーニングを実施し、計画的な森林施業等を推進する。

13 とりわけ、持続可能性を確保した木材が求められている中、持続的な森林経営
14 を確保するため、林業適地を効率的施業森林区域等に確実に設定し、主伐後の再
15 造林に向けて施策を重点化する。林業適地以外では、自然条件等に応じて、帯状
16 等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等を推進する。さらに、林業適
17 地における主伐後の再造林の確保と生物多様性の保全を図るため、森林経営計画
18 制度を見直した上で、認定面積の増加に向けて計画作成を促進する。

19 また、持続可能性を確保した木材について、消費者の選択的な購入を促すこと
20 が重要である。このため、持続的な森林経営に対応した森林経営計画制度の見直
21 しや森林認証制度の仕組みと意義について、広く国民に理解されるよう普及啓発
22 に取り組むとともに、川上の森林経営に関する情報が川中・川下の関係者に提供
23 される取組を促進する。

24 これらの取組に当たり、森林総合監理士等による市町村への技術的支援等を推
25 進する。また、継続教育等による技術水準の向上を図りつつ、その育成及び確保
26 を図る。

27 イ 適正な伐採と更新の確保

28 気候変動による降雨形態の変化、地球温暖化の防止や生物多様性の保全への気
29 運の高まり等を背景として、伐採後の確実な更新や林地保全に配慮した森林施業
30 の実施がますます重要となっている。このため、主伐時における伐採・搬出の指
31 針等を踏まえ、林地保全や生物多様性保全等が図られた適正な伐採と更新が確保
32 されるよう、効率的施業森林区域等の設定や、森林経営計画制度と伐採造林届出
33 制度の適切な運用を図るとともに、こうした情報の提供等により持続可能性を確
34 保した木材の選択的な購入を促進する。さらに、伐採造林届出書が提出された際
35 に更新方法が十分に検討されていることを確認するなど、制度の見直しを行うと
36 ともに、伐採箇所や伐採後の更新状況についてリモートセンシング等を活用した
37

1 効率的な確認手法の検討を行う。また、溪流周辺や尾根筋における保護樹帯の設
2 置等の取組を推進する。

3 森林窃盗事案を含む無断伐採等の発生防止に向けては、警察とも連携した森林
4 パトロール、衛星画像を活用した伐採箇所 of 効率的な把握及び監視、無断伐採等
5 に関する情報の木材流通業者等への提供等に引き続き取り組む。

6 あわせて、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8
7 年1月外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）にお
8 ける、「土地取得等のルール of 在り方を含む、国土 of 適切な利用及び管理に向け
9 た取組」に基づき、森林 of 土地 of 所有者情報の把握により効果的な指導等を推進
10 する。

11 12 ウ 森林資源情報等の整備と提供

13 森林計画制度に基づく適切な森林施業の実施等のためには、基盤となる森林資
14 源情報等の整備が必要である。このため、関係府省連携の下、レーザ計測や衛星
15 画像等の解析成果を活用した森林資源情報等の精度向上を図るとともに、森林ク
16 ラウド等による共有と高度利用を進める。また、森林資源情報等は、様々な主体
17 が活用可能となることにより森林・林業に関連するサービスの高度化が期待され
18 ることから、オープンデータ化を推進し、民有林と国有林を統合した全国 of 基盤
19 的な情報の公表に取り組む。

20 森林生態系多様性基礎調査を引き続き実施し、全国 of 森林 of 蓄積量を推計する
21 とともに、我が国が国際連合に提出する温室効果ガス排出・吸収目録（インベン
22 トリ）における森林吸収量の算定やモントリオール・プロセス国別報告書を含め、
23 データ of 公表や活用を進める。また、森林 of 整備及び保全が森林 of 機能に及ぼす
24 効果を定量的に把握する手法について、調査を進める。

25 26 (2) 再造林等の推進

27 ア ゾーニングと伐採状況 of 把握

28 再造林 of 実効性を高めていくため、レーザ計測等による森林資源情報を活用し、
29 効率的施業森林区域等 of 積極的な設定を推進する。また、伐採や再造林 of 実施状
30 況を的確に把握するため、伐採造林届出 of 情報等を活用した都道府県ごとの伐採
31 面積 of 効率的な把握手法 of 検討を行う。

32 33 イ 優良種苗 of 安定的な供給

34 再造林を確保し、花粉発生源対策や造林 of 省力化・低コスト化等を推進する観
35 点から、花粉 of 少ない苗木や成長等に優れた特定苗木、コンテナ苗 of 生産及び流
36 通体制 of 整備等 of 取組を進める。

37 取組に当たっては、林木遺伝資源 of 収集や保存、第3世代精英樹等 of 品種や育

1 種技術の開発、採種園や採穂園の整備、コンテナ苗の生産施設の整備や苗木生産
2 における省力化等の技術の向上、需給情報の共有による安定的な種苗流通の確保、
3 収入保険の加入促進等を進める。

4 5 ウ 造林の省力化・低コスト化や労働負荷軽減の推進

6 森林資源の循環利用の観点から、再造林を確実に行うことは不可欠であるが、
7 大きな経費負担や高い労働負荷が支障となっている。育林従事者が減少傾向で推
8 移する中、新たな技術も取り入れつつ造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽
9 減を推進していく必要がある。

10 このため、単体の施業のみならず、伐採から植栽、下刈りまでを見据えた省力
11 化・低コスト化の観点も踏まえ、地域の実情等に応じ、造林におけるスマート林
12 業技術の開発や実装、作業の機械化に向けた施業方法の検討のほか、伐採と造林
13 の一貫作業、低密度植栽、特定苗木や大苗の植栽等による下刈り回数の削減等の
14 取組を進める。これらの取組を拡大させていくため、工程やマニュアルの作成等
15 の条件整備等を進める。

16 17 エ 適切な間伐等の推進

18 人工林の中には未だ保育段階のものも存在しており、国土の保全等の観点から
19 も、引き続き、間伐等を推進していく必要がある。

20 このため、間伐等特措法の枠組みも活用しつつ、森林整備事業を引き続き推進
21 するほか、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等を
22 進めていく。その際、省力化・低コスト化や労働安全の観点から、列状間伐等の
23 普及を推進する。

24 25 (3) 森林の集積・集約化の加速

26 森林の有する公益的機能は、一団のまとまりを構成する林分が相互に影響し合い、
27 各機能が重複発揮されることで強力なものとなる。また、所有構造が小規模であり、
28 森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多い中、森林所有者の関心の低下や
29 所有者不明森林の存在を踏まえれば、森林を面的にまとめ、立木の伐採から造林、
30 保育までの経営管理を一体的かつ効率的に行えるようにすることが重要である。

31 このため、森林の集積・集約化とそれに必要な森林境界の明確化や所有者情報の
32 把握を推進する。具体的には、森林経営管理法に基づく集約化構想等により森林の
33 集積・集約化を加速するとともに、森林経営計画による面的なまとまりをもった持
34 続的な森林経営を進める。その際、所有権も含めた長期間経営し得る権利の設定や
35 移転、個々の森林境界にとらわれない森林の集積・集約化等、効率的かつ効果的な
36 手法の活用を推進する。また、国有林においては、森林共同施業団地を核とした効
37 率的な施業の実施等、地域の森林の集積・集約化をリードする取組を推進する。

1 また、関係府省連携の下、リモートセンシングやA Iを活用した森林境界の明確
2 化と地籍調査との連携を促進するとともに、森林の土地の所有者届出制度や固定資
3 産課税台帳情報、不動産登記情報、森林経営管理法による意向調査結果等により得
4 られた情報を林地台帳に反映するなど、森林所有者情報の精度向上を図る。森林所
5 有者情報等については、森林の集積・集約化に取り組む者等に対し、森林クラウド
6 等を活用した提供を推進する。このほか、森林組合系統による林地供給事業及び森
7 林経営事業等を推進する。

8 森林経営管理制度や森林計画制度等の円滑な運用のため、国や都道府県が有する
9 専門的な知見や広域的な視点を生かした市町村への積極的なサポートのほか、地域
10 林政アドバイザーや森林総合監理士、森林経営管理法に基づく経営管理支援法人等
11 による市町村の体制整備や技術的支援等を促進する。その際、森林総合監理士につ
12 いては、集約化構想の対象地域の選定やその作成等に積極的に関わることができる
13 よう、活動内容の登録・公表等の環境整備や研修による技術力向上等に取り組む。

14 所有者不明の森林については、森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例
15 措置の活用等による適切な経営管理を促進するとともに、関係府省連携の下、一体
16 となって総合的な対策を推進する。

17 また、森林経営管理法の施行状況等も勘案し、引き続き、森林の集積・集約化の
18 在り方やその円滑化に向けた必要な措置を検討する。

19 20 (4) 路網整備の推進

21 林道と森林作業道を組み合わせた路網については、既存路網を活用しつつ、傾斜
22 区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえて整備を進める。
23 その際、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等で重点的
24 に路網の開設等を進める。

25 路網整備に当たっては、開設や改築・改良において林道の質的な向上を図ること
26 とする。具体的には、木材輸送量の増大と走行車両の大型化への対応、走行の安全
27 確保や運転のしやすさ等の観点から、幅員や曲線部の拡幅、土場の設置等を推進す
28 る。また、災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や排
29 水機能の向上等による路網の機能強化・長寿命化による強靱化、河川沿いを避けた
30 尾根寄りの線形選択のほか、林地保全の観点から、架線集材を含めた適切な搬出方
31 法の選択に対応した土場の整備等を推進する。さらに、I C T等のデジタル技術を
32 積極的に活用することで、路網の整備や管理の効率化を図る。

33 このような観点を踏まえ、路網の整備を図ることとし、林道等の望ましい延長を、
34 現状の約 20 万 km に対して約 23 万 km とする。なお、今後 15 年間の林道等の整備に
35 ついては約 21 万 km を目安に進めていく。加えて、木材輸送の効率化が可能な大型
36 車両が安全に通行できる林道の延長を現状の約 7 千 km から、約 9 千 km まで増やし
37 ていく。

1 (5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進

2 ア 森林における生物多様性の保全

3 「ネイチャーポジティブ」の実現を目指し、多様な生物の生育・生息の場であ
4 る森林の生物多様性の保全等に向け、次の取組を行う。

5 (ア) 原生的な天然林等の保全管理の推進

6 原生的な天然林や希少な生物が生育・生息する天然林等の保全管理を推進す
7 ることは、生物多様性を保全していく上で重要である。

8 このため、継続的なモニタリングに取り組むとともに、国有林と民有林が連
9 携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の厳格な保護
10 管理、それらの森林の連続性確保等に取り組む。

11
12 (イ) 生物多様性の保全を図る森林経営の推進

13 林産物の供給等を行う森林においては、生物多様性の保全に配慮して森林資
14 源の循環利用を推進することが重要である。

15 このため、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年
16 3月林野庁策定）を踏まえ、生物多様性の保全に配慮しつつ、様々な生育段階
17 や樹種から構成される森林となるよう、多様な森林整備を推進する。具体的
18 には、多様な伐期の設定、帯状等の伐採を含む伐採面積の縮小や分散、伐採後の
19 更新の確保、尾根筋の保護樹帯の設置、溪畔林の保全等を推進するとともに、
20 国有林野において面的複層林施業等の先導的な取組を進める。

21 また、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
22 （令和6年法律第18号）に基づく企業等の生物多様性を増進する活動や、NP
23 Oや住民等によって生物多様性の保全がなされている地域等における保全管理
24 の取組を推進する。さらに、生活の身近にあり、農地や草地等と複合生態系を
25 構成する二次的な里山林等の利用を通じた継続的な保全管理等を推進する。

26
27 (ウ) 生物多様性の保全に向けた国民理解の促進

28 森林における生物多様性の保全のためには、その重要性についての理解の増
29 進を図るとともに、林産物の利用に当たっては、生物多様性の保全に配慮した
30 ものが選択されるよう促すことが重要である。

31 このため、生物多様性への理解につながる森林保全活動の展開、地域と国有
32 林とが連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進する。また、持続
33 可能性を確保した木材の供給の促進に向け、合法性や伐採後の更新の確保、森
34 林経営計画や森林認証に基づく生物多様性保全の取組等を進めるとともに、そ
35 うした情報が川中・川下の関係者に提供される取組を促進する。

1 イ 森林病虫害対策の推進

2 森林病虫害は、適時適切に防除しなければ、被害地域が拡大し、森林生態系へ
3 の影響等により、国土の保全等の多面的機能の低下を招くおそれがある。

4 このため、松くい虫被害については、地域の自主的な防除活動の推進を図りつ
5 つ、駆除予防措置、広葉樹等への樹種転換、枯死木の除去等を適切に組み合わせ
6 た防除を引き続き実施する。これらの対策については、被害先端地に重点化する
7 とともに、ドローンを活用した被害木の判定や効率的な薬剤散布等を推進し、そ
8 の効果を高めていく。また、より抵抗性の高い第2世代の抵抗性品種の開発及び
9 原種苗木の生産や配布による普及を促進する。

10 ナラ枯れ被害については、大径化等による被害拡大のおそれがあることも踏ま
11 え、ナラ枯れ被害対策マニュアルの普及を図りつつ、早期発見に向けた巡視、健
12 全木への粘着剤の塗布やビニールシート被覆による侵入予防、被害木のくん蒸等
13 による被害の状況等に応じた駆除予防措置を実施する。また、里山広葉樹林の適
14 切な伐採等、被害を受けにくい森林づくり等を実施する。

15 ウ 野生鳥獣による被害への対策の推進

16 シカ等野生鳥獣による食害等については、造林地の成林そのものに支障を及ぼ
17 すほか、樹木の枯死や下層植生の消失等により、生物多様性や国土の保全等の森
18 林の有する多面的機能の発揮にも大きな影響を及ぼしている。

19 このため、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、ドローンによる生息状況
20 調査結果の活用等による効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証・普
21 及、林業関係者など地域と連携した捕獲並びに防護柵等の設置を推進するほか、
22 鳥獣被害対策コーディネーター等の野生動物管理を担う人材の育成を図る。また、
23 被害発生のおそれのある森林については、市町村森林整備計画において、鳥獣害
24 防止森林区域に積極的に設定して、必要な対策を講ずる。

25 このほか、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備に向けた
26 針広混交林化や広葉樹林化等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を適切に推進す
27 る。これらの取組と併せ、野生鳥獣の移動抑制にもつながるよう、林業の活性化
28 や地域住民による里山林整備活動の促進など里山における人為活動を活発化させ
29 るとともに、緩衝帯の整備を推進する。特にクマに関しては、「クマ被害対策パ
30 ッケージ」を踏まえ、対応を行う。

31 エ 公的な関与による森林整備

32 林業適地以外の森林、奥地水源等の保安林等については、公益的機能の発揮に
33 向け、実施体制の整備を図りつつ、公的主体による伐期の長期化や針広混交林化
34 等を推進する。

35 このため、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整
36 37

1 備、公有林化等を促進していく。森林整備法人等が管理する森林については、針
2 広混交林化等への施業転換、採算性を踏まえた分収比率の見直し等を進める。さ
3 らに、森林整備法人等がその知見を生かして、所有者不明森林に係る所有者の特
4 定や、森林経営管理法に基づく業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促
5 進に貢献していく。

6 奥地水源等の保安林については、水源林造成事業により森林整備を計画的に行
7 う。その際、契約地周辺の森林も合わせた面的な整備にも取り組む。また、荒廃
8 して機能が低下した保安林については、治山事業による整備を推進する。なお、
9 国有林に隣接又は介在する民有林については、公益的機能維持増進協定も活用し、
10 その整備及び保全を図る。これらの実施に当たっては、流域治水との連携を図り
11 つつ進めていく。

12 13 オ 花粉発生源対策等の推進

14 国民病ともいわれる花粉症に対処するため、「花粉症対策の全体像」を踏まえ、
15 スギ人工林等の伐採・植替え、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大
16 等により花粉の少ない森林への転換を図る。また、スギ花粉飛散量の予測やスギ
17 花粉の飛散防止に向けた取組を推進する。

18 19 (6) 気候変動対策の推進

20 ア 気候変動の緩和

21 森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等の形で炭素を固
22 定することで地球温暖化の防止に大きく貢献している。また、木材を建築物等に
23 利用することは、二酸化炭素の排出削減及び炭素の貯蔵に資するものである。

24 こうした観点から、パリ協定等に基づき国際連合に提出している我が国の温室
25 効果ガス排出削減目標の達成、「2050年ネット・ゼロ」の実現に貢献するため、
26 次の取組を実施する。

27 (ア) 森林の整備及び保全

28 中長期的な森林吸収量の確保を図るため、間伐等特措法の枠組みも活用しつ
29 つ、適切な森林整備の実施、保安林等の適切な保全管理等に引き続き取り組む。
30 その際、成長の旺盛な若い森林の造成等のため、特定苗木の増産、造林の省力
31 化・低コスト化等を通じて、再生林の確実な実施を図る。あわせて、森林由来
32 J-クレジットの活用等を通じた森林整備を推進する。

33 34 (イ) 木材利用の促進

35 木造住宅における横架材など国産材比率の低い部材での国産材の利用や、非
36 住宅・中高層建築物等の木造化・木質化を促進するとともに、製材や合板、C
37 LTや木質耐火部材等の技術開発や普及等を推進する。

38 木質バイオマスについては、未利用材等のエネルギー利用に加え、改質リグ

1 ニンを始め化石資源由来素材等を代替し得る多様な木質系新素材の利用を推進
2 する。

3
4 イ 気候変動への適応

5 気候変動を踏まえた山地災害への対応、森林・林業に与える影響に関する調査
6 や研究、松くい虫やナラ枯れの被害先端地域における拡大防止、特用林産物の品
7 種や生産の効率化を図る技術の開発や改良等の適応策を推進する。

8
9 (7) 国土の保全等の推進

10 ア 適正な保安林の配備及び保全管理

11 特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指
12 定する。その際、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林については、土砂流出
13 防備保安林等に適切に指定する。また、衛星画像を活用した巡視等により、保安
14 林の効率的かつ適切な保全管理を推進する。保安林以外の民有林については、林
15 地開発許可制度を通じ、森林の土地の適正利用を確保する。あわせて、宅地造成
16 及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき盛土等に伴う災害の防
17 止に向けた取組を推進する。林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当た
18 っては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図
19 っていく。

20 防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係
21 る開発については、関係府省連携の下、地域との共生が図られるよう、令和 7 年
22 の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の改正等において許可条件違反に対する罰則
23 の規定の新設や許可基準等の見直しを行った。これにより規律を強化した林地開
24 発許可制度の厳正な運用を行う。

25
26 イ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

27 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪、地震等により、山地災害等が全国
28 的に発生している。その特徴として、近年、尾根部からの崩壊等による土砂流出
29 量の増大や流木災害の激甚化がみられる。また、地域によっては、令和 6 年能登
30 半島地震における山腹崩壊及びその後の豪雨による土砂や流木の再流出が発生し
31 たほか、シカ等の野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災によ
32 る山地災害防止機能の低下が懸念される。このため、山地災害危険地区の再点検
33 の結果や社会情勢の変化を踏まえ、次の取組を行っていく。

34 (ア) 山地災害危険地区におけるきめ細かな治山ダムの配置等や、短期間でより多
35 くの箇所を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の高い
36 二次製品も活用した治山ダムの設置等の対策の実施

37 (イ) 被災地域等における流木や土砂の流出等の山地災害のおそれを把握するため

- 1 の山腹や溪流等の調査の実施及び地方公共団体等への速やかな情報提供
2 (ウ) 砂防事業と連携した流域流木対策等、関係府省連携の下での流木対策の推進
3 (流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、流木の発生を未然に防止するた
4 めの山腹崩壊対策の実施)
5 (エ) 流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等
6 の設置を含めた保安林整備、病虫害及び鳥獣害を原因とした裸地化の進行等
7 による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施
8 (オ) 海岸防災林等の整備強化による津波や風害の防備

9
10 工事・調査測量業務の労働安全の確保と円滑な実施のため、レーザ計測の活用
11 や、ICT施工等の導入を推進する。また、既設の治山ダムや地すべり防止施設
12 の機能強化・長寿命化を図るほか、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山
13 施設への魚道設置など生物多様性の保全に努める。さらに、豪雨の激化や、森林
14 土木の人材が減少傾向にあること等を踏まえ、地域で必要な対策が行われるよう、
15 治山対策に資するための技術開発に取り組む。

16 これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区における定期点検や、地域関
17 係者と連携した山地防災活動の実施等のソフト対策を一体的に実施することによ
18 り、減災効果の向上を図る。

19 加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよ
20 う、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算、工法の選択及び工期設定
21 等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と人材確保に取り組むとともに、工事の
22 円滑な実施に向けて、調査測量事業者と森林土木事業者との連携を図る。

23 24 ウ 大規模災害時における迅速な対応

25 大規模災害等の発災時においては、国の技術系職員の派遣（農林水産省・サポ
26 ート・アドバイsteam（MAFF-SAT））、地方公共団体や民間コンサル
27 タント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行う。
28 その際、被害状況等を迅速に把握するため、レーザ計測や衛星画像、ヘリコプタ
29 ー、ドローン等を活用した調査を進める。これらの初動対応と併せ、災害復旧等
30 事業を円滑に実施していく。なお、被災規模が大規模で復旧に高度な技術や緊急
31 性を要する場合については、地方公共団体の要請も踏まえ、国が有する知見や機
32 動性を生かしつつ、国の直轄事業による集中的な復旧を行う。

33 34 エ 林野火災の予防に向けた取組の推進等

35 「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」
36 （令和7年8月大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討
37 会取りまとめ）を踏まえ、林野火災予防に係る広報・啓発の強化、林野火災に強

1 い地域づくりを進める。

2 具体的には、火入れの制度の周知や少雨の地域が全国的に広がった場合の注意
3 喚起等を実施するとともに、延焼しにくい多様な林相への誘導や消火活動にも資
4 する林道等の整備を推進する。さらに、被災森林の早期復旧、土砂流出防止対策
5 を行う。

6 7 (8) 研究及び技術開発とその普及

8 研究及び技術開発については、森林・林業・木材産業が抱える課題、社会情勢の
9 変化等に対応するため、農林水産省が策定する「農林水産研究イノベーション戦略」
10 と整合を図りつつ、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（令和4年
11 3月林野庁策定）を見直し、他分野との連携と対話の促進を図る。

12 具体的には、気候等の環境変動対策の高度化と森林の有する多面的機能の発揮に
13 向けた研究開発、林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究
14 開発、多様で持続的な森林の造成や利用に貢献する林木育種等を戦略的かつ計画的
15 に進める。また、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、他
16 分野も含めた連携を強化する。

17 得られた成果等に関しては、林業普及指導員等に対して適宜周知するとともに、
18 林業普及指導員の適切な配置と現場への普及により、社会還元を図る。

19 20 (9) 森業等の推進による山村地域の発展

21 ア 山村地域の内発的な発展

22 山村地域は、豊富な森林資源や美しい景観、伝統・文化等、有形無形の地域資
23 源を数多く有している。また、林業生産活動等を通じて森林の有する多面的機能
24 を発揮するなど、安全で豊かな国民生活を支えている。こうした山村地域の移住・
25 定住者が継続的に生活を成り立たせていくためには、地域に存在する豊富で多様
26 な森林資源を生かし、人材と所得を確保していくことが重要である。

27 このため、効率的な林業生産活動の推進、付加価値の高い木材製品の生産力強
28 化、未利用材の熱利用等による地域内エコシステムの構築等により、林業・木材
29 産業の成長・発展を通じ、地域内の経済循環を推進する。また、多様な収入と就
30 業の機会の確保に向け、自伐型林業等の専ら自家労働等により木材生産等を実施
31 する民間事業者の取組や、きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物、広葉樹、ジ
32 ビエ等の地域資源の活用と付加価値向上等を促進する。加えて、森林の総合的な
33 活用を進め、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業を推進し、
34 地域外の力を生かしつつ地域の内発力を高めていく。

35 36 イ 山村集落の維持・活性化

37 山村地域を支える基礎的な社会は集落であり、それを構成する家々の協力が相

互に結合して集落を成り立たせている。特に生活の基盤となる農林地の管理及び利用を協働して行うことは、集落の維持・活性化を図る上で重要である。

このため、関係府省による住居、情報基盤、交通といったインフラの確保等に加えて、農林地の適正な管理及び利用を図る施策を推進する。具体的には、復旧困難な荒廃農地等への早生樹植栽等による継続的な管理と収入機会の創出、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進する。

ウ 森業の推進

近年、都市部の住民の多様な潜在的ニーズに対応した森林空間の活用や、カーボン・クレジットの取引等を契機として適正な森林管理に取り組む動きが見られる。こうした状況を踏まえ、文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービス²¹の提供や活用を通じて、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者等に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組として森業を推進する。

具体的には、関係府省連携の下、森林浴やトレイルライド等、健康、観光、教育等様々な分野で森林空間を活用する森林サービス産業に加え、企業等による森林づくり活動や研修フィールドとしての森林空間の活用、森林由来J-クレジット等の活用を通じた資金循環による森林整備を推進する。企業等による森林づくり活動については、環境保全への関心が高まっていることを踏まえ、森林の整備及び保全が森林の機能に及ぼす効果に関する定量的な把握手法の調査、水源涵養機能等の定量評価の検討及び普及、SHK制度を活用した森林の二酸化炭素吸収機能の定量化等を推進する。カーボン・クレジットについては、森林由来J-クレジットに関するセミナー等を通じた企業と地域との連携事例の発信等により、生物多様性の保全や地域経済への貢献といった非炭素プレミアム価値の訴求等を促進し、取引の更なる活性化を図る。

エ 移住・定住の促進及び関係人口の創出・拡大

我が国全体の人口が減少する中、山村集落の維持・活性化に向けては、移住・定住の促進に加えて、山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる関係人口の創出・拡大が効果的である。

このため、関係府省連携の下、特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用や、多様な人々の農林業体験等への参加を促進するとともに、林業高校や林業大学校への就学、森業への参画、半林半X²²、地域おこし協力隊への参加等を契機と

²¹ 基本法においては、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮が国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものと位置付けられている。こうした多面的機能は、自然資本が提供する恵みであり国際的には生態系サービスとも呼ばれている。

²² 林業収入を得ながら、他の仕事でも収入を得ることにより生計を立てるライフスタイルをいう。

1 した移住・定住や、ふるさと住民登録制度を活用した関係人口の充実を図る。ま
2 た、緑の少年団²³の活動等を通じ、幼少期からの森林環境教育等を推進すること
3 で、社会の担い手となる子どもたちの森林や山村への理解や関心を高めていく。
4 さらに、林業研究グループ²⁴の活動等により森業を推進し、森林の多様な活用を
5 図るとともに、森林環境譲与税を活用した都市部と山村地域とが交流する取組の
6 横展開を進める。

8 (10) 国民参加の森林づくり等の推進

9 ア 森林環境譲与税による森林整備の促進と国民理解の醸成

10 森林環境譲与税は、国民一人一人が等しく負担を分かちあい、我が国の温室効
11 果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備を進めるために創
12 設された。地方公共団体においては、森林整備やそれを担うべき人材の確保・育
13 成、木材利用の促進・普及啓発等の取組に活用されている。森林整備の促進に向
14 けて、森林環境譲与税に対する国民の理解が深まるよう、活用事例の横展開を図
15 り一層の有効活用を促すとともに、取組成果の一層の情報発信に取り組む。

17 イ 国民参加の森林づくり

18 多様な主体による植樹等の森林づくり活動の促進に向けては、企業やNPO等
19 のネットワーク化、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発に取り組む。
20 また、国有林野におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

21 森林と人々の生活や環境との関係について国民の理解と関心を高めるため、幼
22 児教育や学校教育等における教育プログラムの開発、人材の確保・育成等を通じ
23 て、森林環境教育等の充実を図る。あわせて、関係府省や教育機関等との連携の
24 下、小中学校の「総合的な学習の時間」等における学校林活動等を推進する。

26 (11) 国際的な協調及び貢献

27 国際的な協調の下で、持続可能な森林経営と木材利用に向けた取組を推進し、持
28 続可能な開発目標（SDGs）や国連森林戦略計画等の国際目標の実現を図る。こ
29 のため、二国間・地域間・多国間での政策対話、気候変動や生物多様性に関する枠
30 組みの実施ルールや目標設定に係る議論等に積極的に参画し、貢献する。また、グ
31 ローバルサウス諸国における森林減少・劣化の抑制、生物多様性の保全、山地災害
32 の防止、違法伐採対策等に貢献するため、我が国の知見や人材等を活用し、国際機
33 関等のプロジェクトへの人材派遣や資金拠出、二国間クレジット制度（JCM）等

²³ 次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体をいう。

²⁴ 林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的とし、林業経営に関する学習・研究活動、共同事業などを行うグループをいう。

- 1 を活用した民間企業等によるREDD+（レッドプラス）²⁵や植林の促進、海外に適
- 2 用できる森林技術の開発や普及等の国際協力を推進する。

²⁵ 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減、森林保全、持続可能な森林経営等に向けた取組をいう。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、林業経営体の育成、林業従事者等の育成、林業労働等に関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。

(1) 望ましい林業構造の確立

ア 長期にわたる持続的な経営の実現

効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、そのような林業経営体を育成していく。林業経営が目指すべき方向は「長期にわたる持続的な経営」であり、具体的には、

(ア) 森林を所有し、又は長期間経営し得る権利等を取得した上で、

(イ) 地域の特性に応じた事業量及び生産性・収益性を有することで、主たる林業従事者等が地域における全産業並みの所得及び労働環境を確保し、

(ウ) 再造林等に責任を持って取り組める体制を備え、

(エ) 業務に関連する法令や行動規範を遵守し、社会的責任を果たす

ことのできる林業経営である。林業経営体を目指すべき姿へと導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努める。

イ 林業経営の主体

長期にわたる持続的な経営を担う主体は多様であり、例示すれば、森林所有者から長期間経営し得る権利等を取得した森林組合や民間事業者（自伐型林業に取り組む事業者を含む。）、一定規模の面積を所有等する森林所有者（林業経営を行う製材・合板工場等を含む。）である。専ら自家労働等により作業を行い、農業等と複合的に所得を確保する主体等については、地域の林業経営を前述の主体とともに相補的に支えるものであり、その活動が継続できるよう取り組む。

これらの多様な主体が、長期間を要する林業のサイクルを、自ら一貫して、又は他の主体と連携して担いつつ、森林の集積・集約化等を通じて伐採や再造林等の施業地をバランス良く確保し、効率的かつ安定的な経営を実現していく。

ウ 「新しい林業」を支えるスマート林業の推進

我が国は、今なおチェーンソーによる伐倒が主流であり、厳しい自然条件下での人力作業が多く、作業工程が多段階で構成されているといった課題を有している。また、造林については、夏場の下刈りを始めとする労働負荷の高い人力作業が多く、林業従事者を確保していく上で克服すべき課題である。さらに、伝票等にファックスや紙がいまだ多く使われており、デジタル化が進んでいない。

このため、伐採や搬出における労働安全の確保と生産性の向上、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減、森林管理から生産流通全体の効率化に向け、「スマート林業技術の現場実装ビジョン」（令和8年3月林野庁策定）も踏まえて、

1 関係府省連携の下、次の取組を推進する。その際、労働安全の確保と生産性の向
2 上に向けた適切な作業システムの導入及びその効果的な運用を促進するととも
3 に、自動運転機械の導入に必要な通信技術の開発等にも取り組む。

4 (ア) AIを始めとするデジタル技術を用いた森林資源調査や川上・川中・川下の
5 関係者間の円滑なデータ連携により、従来の業務手順や商慣習を根本的に見直
6 し、効率化と付加価値向上を実現する林業DX

7 (イ) 林業機械の遠隔操作、自動運転、林内走行等のスマート林業技術の開発や実
8 装

9 (ウ) こうした機械を組み合わせた新たな作業システムを伐採や搬出において構築
10 することによる、労働安全の確保と生産性の大幅な向上、労働負荷の軽減

11 (エ) 機械による苗木運搬、下刈り要否の自動判定、自動運転下刈り等を前提とし
12 た施業方法への転換による、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減

13 (オ) ゲノム情報を活用した品種開発や細胞増殖技術を活用した苗木生産の高速化

14 15 (2) 林業経営体の育成及び確保

16 ア 長期的な経営の確保

17 林業経営体が、将来の見通しを持ちながら安定的な経営を行い、人材や機械等
18 への計画的な投資を行えるようにすることが重要である。森林所有者の中には世
19 代交代等により林業経営に関心を持たない者もいるという実態を踏まえると、こ
20 のような森林所有者に代わって、長期間経営し得る権利等を取得した林業経営体
21 が林業経営を行っていくことが重要である。特に、森林整備の中心が保育から、
22 主伐・再造林に移行していくと、次世代の森林造成や育成に対応しきれない森林
23 所有者の増加が懸念されることや、権利を取得する側の林業経営体にとって小規
24 模・分散した森林は引き受け難いことに留意が必要である。また、林業経営体が
25 主伐や再造林等の施業地をバランス良く確保することは、労務の最適配置、木材
26 需給に応じた作業の振替等を通じ、経営の安定化にも資する。

27 このため、森林経営管理法等を活用した森林の集積・集約化を進めるとともに、
28 リモートセンシングを活用した森林境界の明確化や地籍調査との連携、森林組合
29 による林地供給事業や森林経営事業等を促進することにより、林業経営体が森林
30 を長期間経営し得る権利等を取得しつつ、事業地の取りまとめを行い、地域の特
31 性に応じた事業量を確保できるようにする。また、市町村森林整備計画に適合し
32 た適切な森林施業を確保する観点から、森林経営計画の作成を促進する。あわせ
33 て、素材生産者と造林者の事業連携の促進、主伐や再造林に対応した施業提案能
34 力の向上を図る。さらに、林業経営体の確保に向けて、新規造林事業者等の多様
35 な林業経営体の育成等を図る。

1 イ 経営基盤及び経営力の強化

2 林業経営体が、厳しい経営環境下であっても安定的に収益を確保できるように
3 するためには、その経営基盤と経営力を強化する必要がある。

4 このため、森林施業プランナーの育成強化により、森林の集積・集約化による
5 施業地の確保を図る。森林組合については、合併や事業連携を促進する。また、
6 木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成や事業者間連携を通じた販売
7 力強化を進める。加えて、レーザ計測の実施など林業経営を側面から支援する技
8 術やサービス等を提供する事業者の活動を促進する。

9 経営基盤の強化に向け、金融や税制上の措置等を講じていく。特に、創業間も
10 ない林業経営体に対しては、将来性を評価した保証審査等により資金調達の円滑
11 化を図る。

12 このほか、国有林野事業における安定的な事業発注、樹木採取権制度や造林事
13 業付きの立木システム販売等を通じ、林業経営体の経営基盤の強化に努める。

14
15 ウ 生産性の向上

16 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確
17 保のために不可欠である。また、人口減少が進む中にあるには、林業生産の各段
18 階において、スマート林業技術を活用して省力化・低コスト化や労働負荷の軽減
19 を図るとともに、労働災害を減少させることにより、林業を若者等にとって魅力
20 ある産業にしていく必要がある。

21 このため、適切な作業システムの導入及びその効果的な運用と、通信技術の開
22 発等に取り組むことに加えて、スマート林業技術の開発や実装、特定苗木やコン
23 テナ苗の活用を促進する。国有林においては、先進的な技術の実証や普及等を通
24 じて、林業経営体の生産性等の向上に寄与していく。

25
26 エ 社会的責任を果たす取組の推進

27 林業経営体が、森林を適正に管理及び利用する社会的な責任を果たし、それを
28 自ら明らかにすることは重要である。

29 このため、林業経営体に対して、業務に関連する法令の遵守、伐採と造林に関
30 する自主行動規範の策定、森林所有者に対する伐採後の再造林の提案や書面契約
31 の締結等の取組を促す。また、伐採造林届出制度の適正な運用を図るとともに、
32 当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を林業経営
33 体が伐採現場で掲示する取組や、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する
34 法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく合
35 法伐採木材等の流通及び利用に係る取組を促す。

1 (3) 人材の確保、育成及び定着

2 林業従事者は長期的に減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、
3 関係府省連携の下、その確保及び育成とともに、林業への定着を図る必要がある。
4 育成に当たっては、機械操作、安全管理、採材技術等の専門的かつ高度な知識や技
5 能の習得が不可欠であるとともに、経営感覚を養うことも求められる。

6 このため、「緑の雇用」事業等により、林業大学校等で学ぶ者や新規就業者等を
7 支えるとともに、スマート林業に係る研修等、多様なキャリア形成に対応した段階
8 的かつ体系的な人材育成を推進する。また、コーチング等の指導技術の向上を図り、
9 職場内教育（OJT）の指導者や伴走者として活躍できる現場管理責任者等の育成
10 の強化を進める。さらに、起業する者も含め、組織マネジメント等の経営スキルを
11 持つ人材の育成を進める。その際、再生林に係る技術、集材路や架線の設置等の搬
12 出技術、マーケットインの発想に基づく林業経営やそれに必要な採材技術、林業機
13 械の効率的な運用方法及び労働安全確保に係る研修カリキュラムを充実させるほ
14 か、国有林野における研修フィールドの提供等に取り組む。さらには、育成就労制
15 度や特定技能制度による外国人材の円滑な受入れが可能となるよう環境整備を推進
16 する。あわせて、異なる地域間における林業経営体の連携や、農業等他産業との連
17 携を推進する。

18 林業高校に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研
19 究機関等による講師派遣、森林・林業に関する情報提供等を行う。林業経営者、林
20 業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽や
21 後継者育成を促進する。

22 多角的な視点を取り入れ、多様な人々が活躍することができるよう、環境整備等
23 を図る。具体的には、女性林業関係者のネットワーク化等の取組を推進する。また、
24 就労を通じた障害者等の社会参画を図る「林福連携」や、誰もが働きやすい職場環
25 境の整備、トライアル雇用等に取り組む事業者等の取組を促進していく。

26
27 (4) 林業従事者の労働環境の改善

28 ア 処遇等の改善

29 林業従事者については、その所得水準が他産業に比べて低位にあり、自然条件
30 下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものとなっている。

31 このため、林業従事者の所得水準の向上に向け、林業経営体の生産性及び収益
32 性の向上を促進するとともに、合理的な価格形成も図られるサプライチェーンの
33 構築に向けた取組を進める。また、キャリアに応じた昇給等の実現が重要であり、
34 段階的かつ体系的な人材育成と併せて、技能検定制度等により林業従事者の技能
35 の見える化を図るとともに、能力評価や昇給基準の導入等を促進する。これらに
36 より、全産業並みの所得水準の確保を目指す。加えて、通年雇用化、月給制の導
37 入、社会保険の加入等の処遇改善を促進する。

1 また、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、
2 伐採や造林の省力化・低コスト化や労働安全の確保、労働負荷の軽減に資するス
3 マート林業技術の開発や実装、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

4 5 イ 労働安全対策の強化

6 林業における労働災害の発生率は、他産業に比べて極めて高い水準にあること
7 から、この状況を改善することは喫緊の課題であり、死傷年千人率の10年後半減
8 を目指して減少を加速させる必要がある。

9 このため、関係者が一丸となって、労働安全対策を強化していく。具体的には、
10 林業経営者が率先し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、特別
11 教育の実施、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作
12 業や緊急連絡体制の整備、発注者等が個人事業者等に対しても災害防止措置を講
13 ずること等の徹底を図る。また、作業安全のための規範等の普及、林業経営体へ
14 の安全診断や自己点検、巡回指導に取り組み、林業経営者と林業従事者の双方の
15 意識改革の徹底を図る。あわせて、林業従事者の伐木技術等の学び直しを含めた
16 研修の実施や、労働安全の確保に資する林業技能士の資格取得、安全衛生装備や
17 装置の効果的な導入等を推進する。加えて、林業経営体の安全対策等の取組を見
18 える化する仕組みの検討を行う。

19 これらの施策については、他産業での災害防止対策も参考にするとともに、関
20 係府省、都道府県、関係団体等との連携の下、地域の労働災害の発生状況等を踏
21 まえ、その原因に応じた取組を重点的に実施する。

22 また、伐倒木等から林業従事者を物理的に隔離することにより労働安全の確保
23 を図る観点から、遠隔操作・自動運転機械等の開発や実装を推進する。あわせて、
24 関係府省連携の下、それらの技術の安全確保のためのガイドラインの整備を進め
25 るほか、労災保険の適用拡大の方向性を踏まえ対応を進める。

26 27 (5) 森林保険による損失の補^{てん}填

28 火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安
29 定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、
30 災害による経済的損失を合理的に補填する。その運営に当たっては、制度の普及と
31 加入の促進を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた保険料率の見直し等の商品
32 改定、保険金支払の迅速化、研究分野との連携等によりサービスの向上を図る。

33 34 (6) 特用林産物の生産振興

35 きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物については、林業産出額の約4割を占
36 め、山村地域における農林複合的な収入確保に資する重要な地域資源であるとも
37 に、その生産資材として里山林等の資源を適切に利活用することは、多面的機能の

1 維持増進に貢献するものである。

2 このため、きのこ栽培施設等の特用林産物の生産・加工施設の整備や需要に応じ
3 た漆の供給のための樹林造成等の生産基盤の整備、気候変動への適応や生産の効率
4 化を図る技術の開発や改良、きのこや木炭等の主たる生産資材である広葉樹材に関
5 する需給情報の共有を通じた円滑な供給に取り組むほか、品種登録されているきの
6 こ種菌の育成者権の保護に取り組む。また、木炭、薪、竹、漆等の生産販売に係る
7 ノウハウの情報提供等を推進する。

8 さらに、需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品開発、付加価値の高い品
9 目を中心に、輸出先国のニーズ等を踏まえた輸出の促進や輸出産地づくり等を進め
10 ていく。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

木材産業等が、地域経済の維持及び発展に大きく寄与し、林業の持続的かつ健全な発展並びに森林の適正な整備及び保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、流通及び加工の合理化や、木材需要拡大等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。

(1) 強靱な国産材サプライチェーンの構築

ア 原木の安定供給体制の構築

原木を安定的に供給していくためには、商流、情報流、物流の各面で、地域の実情に応じた合理化や効率化を進めていく必要がある。

このため、商流においては、地域の実情や原木の品質に応じ、原木の価値が最大限生かされる販売方法の選択を促進する。情報流においては、林業経営体や原木市場等の地域の核となる者が原木流通のコーディネーターとなるよう、ICTの活用等による情報伝達や販路開拓能力の強化等を推進する。物流においては、山元土場から工場への直送、中間土場等を活用したロットのとりまとめ、原木輸送や検知作業の効率化等を推進する。

イ 持続可能な木材取引の推進

木材を持続的に供給及び調達できるようにするためには、市場の変化に柔軟に対応できる体制を構築するとともに、木材に係るコスト構造の関係者間での共有と理解醸成を進める必要がある。

このため、木材の需給バランスの確保に向け、需給情報の共有や各流通段階におけるストック機能の強化を進めるとともに、国有林野事業における地域の市況等を踏まえた供給調整を適切に実施する。

特に、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」

(令和7年11月林野庁策定)に基づく商慣習の見直し等を進める。あわせて、企業等の環境貢献に対する意識の高まりに対応し、クリーンウッド法の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

こうした取組等を、川上から川下まで幅広く様々な関係者が参加する需給情報連絡協議会により普及すること等を通じて、木材の販売側と購入側の双方におけるコスト構造の理解や、合法性及び持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていく。

(2) 国産材の供給力強化

ア 木材産業の生産性向上と供給力強化

他資材や輸入材に対する競争力を高めていくには、住宅向けの柱材や面材等を生産する木材加工流通施設の生産性向上と併せて、需要の拡大に応じた供給力強

1 化が必要である。また、木材産業の従事者が減少する中、省力化等を進めていく
2 必要がある。

3 このため、非住宅向け部材や国産材比率の低い横架材、ツーバイフォー工法用
4 部材等の供給力強化を図るための施設整備を進める。また、製品保管庫等の整備
5 によるストック機能の強化や既存施設の改良による省力化、生産性向上等を推進
6 する。さらに、製材・合板工場等との連携により、それぞれの強みを生かしなが
7 ら、単独では対応困難なニーズに対応する取組も進めていく。なお、木材加工
8 流通施設については、再造林等の森林資源の保続に係る取組状況等を踏まえ整備
9 を図る。

10 11 イ 品質性能の確かな製品の供給

12 構造計算を求められる木造建築物の範囲が拡大するなど、品質性能の確かな構
13 造用木材製品の需要が高まる中、こうした需要に対応するためには、J A Sによ
14 る格付がなされた製品を供給していくことが必要である。

15 このため、特にJ A S格付率が低位な構造用製材について、人工乾燥機の導入
16 など供給力強化を図るための施設整備や、製材工場間等の連携による供給体制の
17 構築を進める。また、J A Sについては、利用実態に即した区分や基準の見直し
18 を行うとともに、認証業務における省人化や認証の合理化を更に進めるため、含
19 水率測定器や材面検査機の精度向上、認証機関による認証技術向上を推進し、総
20 合的な運用改善を進める。

21 22 ウ 付加価値の高い製品の供給

23 地域経済を支える木材産業を活性化させるためには、付加価値の高い製品の供
24 給を行うことが必要である。その際、高齢級の人工林から産出される大径材や、
25 製品用途への活用が低位な広葉樹材の付加価値を高めることが重要である。

26 このため、大径材の増加と内装材等の需要に対応できる施設を整備するととも
27 に、効果的な木取り手法や乾燥手法等を普及し、付加価値の高い平角材や板材等
28 の生産を推進する。また、地場の中小製材・合板工場等について、地域のニーズ
29 に対応し、工務店等との連携を通じた生産者の顔の見える製品の持続的供給を推
30 進する。さらに、里山林の整備に伴い生産される広葉樹材等の活用に向け、需要
31 側と供給側が集うプラットフォームを設立し、利活用に関する情報提供やサプラ
32 イチェーンの構築を促す。

33 34 エ 木材産業における人材確保

35 木材産業の労働力を確保し、持続可能な産業とするためには、働きやすく安全
36 な労働環境を整備することが重要である。

37 このため、木材加工流通施設における自動化や、DXによる無人化や省力化を

1 推進するとともに、安全装置の導入や安全診断・評価マニュアルの活用等を図る。

2 また、木材産業を担う人材の育成について、学校教育における取組等の情報収
3 集や整理、普及を進める。あわせて、木材利用における様々な価値の見える化を
4 進めること等を通じて、木材産業の魅力の向上を図り、国内人材の確保へとつな
5 げていく。加えて、育成就労制度や特定技能制度による外国人材の受入れや定着
6 等を推進する。

8 (3) 都市の木造化等の促進

9 ア 公共及び民間建築物の木造化・木質化の促進

10 国内の新築住宅市場の縮小を見据えると、官需に加え、民需を積極的に取り込
11 み、住宅分野以外の木材利用を促進していくことが重要である。

12 このため、公共建築物の木造化・木質化については、都市の木造化推進法に基
13 づき、国自らが率先して取り組むとともに、地方公共団体との協力を通じて推進
14 していく。あわせて、民間建築物の木造化・木質化については、同法に基づき、
15 幅広い事業者等と国又は地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を推進
16 し、事業者等の取組の拡大を図る。

17 また、環境に配慮した企業経営等への意識が高まる中、木材利用の効果が評価
18 されるよう環境整備を進めることで、企業等の木材利用の拡大を促していく。こ
19 のため、企業等が木材利用の効果を認識し対外的に訴求できるよう、「建築物へ
20 の木材利用に係る評価ガイドンス」（令和6年3月林野庁策定）等により、二酸
21 化炭素の排出削減や木材利用による地域貢献といった評価項目や、評価方法を普
22 及する。また、建築物のLCCO₂の評価に関する制度の導入の検討に併せ、木材
23 製品の二酸化炭素等排出量原単位の整備や、製造時二酸化炭素等排出量の削減を
24 進める。さらに、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化に取り組むことを
25 宣言する「森の国・木の街」づくり宣言を推進し、SHK制度等を活用した木
26 材利用の効果の発信と気運の醸成を促す。これらの取組を、関係府省連携の下で
27 進めていく。

28 さらに、こうした取組を進めるため、「持続可能性に配慮した木材供給・利用
29 に係るガイドンス」（令和8年3月林野庁策定）等により、合法的に伐採された
30 木材であることを示す情報、森林経営計画制度等に基づく情報、森林認証制度の
31 情報等を川下までつなぐことにより、持続的な森林経営から生産された木材であ
32 ることを示す取組を推進する。

33 イ 非住宅・中高層建築物における木材利用の促進

34 木材利用が低位な非住宅・中高層建築物について、費用面や環境面、ウェルビ
35 ーイングの観点から木造が選択されやすい環境を整備することが重要である。

36 このため、低層の非住宅建築物等については、環境面における木材利用の効果
37 の訴求等に加え、木材利用が進展している事務所や店舗等を中心に、用途の特性
38

1 を踏まえ、製材、合板・LVL又は集成材として一般的に流通しているJAS構
2 造材等を活用したコスト競争力のある標準設計等を開発・普及する。また、中高
3 層建築物等については、ハイブリッド工法（混構造）による利用拡大を念頭に、
4 競争力のある木質耐火部材等の開発や、CLTや集成材の寸法標準化等を進める。
5 あわせて、これらの成果を活用して、木造建築に携わる設計者の育成とともに、
6 施工者における木造化のノウハウの蓄積を推進する。加えて、川上・川中・川下
7 の関係者が参画する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（ウ
8 ッド・チェンジ協議会）を通じて木材利用の先進的な取組の発信等に取り組む。

9 なお、CLTについては、「CLTの普及に向けた第4次ロードマップ」（令
10 和8年3月CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議決定）も踏まえ、関係府省
11 連携の下、他の建築構造との費用の比較に関する情報や詳細な設計情報の公開、
12 他構造への部分利用の推進等の取組を着実に進めていく。

13 さらに、木に囲まれた空間はウェルビーイングにも資すると考えられることか
14 ら、関係府省連携の下、木材が心身等に与える効果に関するデータや科学的根拠
15 の整理等を進め、大径材や広葉樹材等から生産される板材や単板等の内装材等へ
16 の活用の促進を図る。

17 18 ウ 住宅分野等における国産材利用の促進

19 住宅分野については、柱材や面材等における更なる国産材の利用拡大に加え、
20 国産材比率が低位な横架材やツーバイフォー工法用部材等での利用促進が重要で
21 ある。また、リフォーム市場の拡大等も見据え、増改築や耐震化、内装工事にお
22 ける需要を取り込むことが重要である。

23 このため、低層住宅における横架材やツーバイフォー工法用部材について、現
24 状でも国産材が利用可能なものはその利用方法を普及するとともに、国産材を利用
25 しにくいものは、部材の強度を高める商品開発、設計手法の確立等を推進する。

26 リフォーム需要の取り込みに向けては、柱材等の耐震化等への活用や、大径材
27 や広葉樹材等をフローリングや木製サッシ等の内装材等として活用するための技
28 術や製品の開発等を推進するとともに、木塀等の外構部への防腐木材など高耐久
29 製品の活用を図る。

30 31 エ 土木分野等における木材需要の創出

32 土木向け木材の炭素貯蔵効果の見える化を行い、軟弱地盤や液状化対策に向け
33 た木杭等による地盤改良等、地下部での木材需要の掘り起こしを促進する。この
34 ほかに、コンクリート型枠用合板への国産材利用や、農業用ハウスや畜舎等への利
35 用、仮設住宅等の更なる木造化に向けたユニット化や施工技術の向上等も促進す
36 る。

37 38 (4) 木材等の輸出促進

39 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7年5月農林水産物・食品の輸

1 出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議決定)では、製材及び
2 合板を輸出重点品目に位置付け、令和12年までの林産物の輸出額目標を1,660億円
3 としている。この目標の達成に向けては、従来の原木中心の輸出から、輸出先国や
4 地域のニーズ、規格や基準等に対応した付加価値の高い木材製品の輸出への転換が
5 重要である。

6 このため、輸出産地の育成と木材製品輸出の展開を図る観点から、原木の生産基
7 盤の強化とともに、米国においてツーバイフォー工法用部材として日本産スギ、ヒ
8 ノキの設計強度が認可されたことにより輸出に向けた環境整備が進展したことや、
9 市場の動向調査の結果等を踏まえ、米国やアジア等の輸出先の規格や基準に対応し
10 た木材加工施設等の整備を推進する。さらに、CLT等について、ターゲットとす
11 る国や地域の明確化や多角化、新規市場開拓に向けた市場調査、日本の加工技術を
12 生かした国産木材製品の海外における認知度向上とブランド化の推進等に取り組
13 む。加えて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)
14 に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体と連携した、業界共通の課題解決に向
15 けた取組や海外における販路開拓活動等の実施、農林水産物・食品輸出プロジェク
16 ト(GFP)登録を通じた企業や団体間の連携強化等を推進する。

17 18 (5) 木質バイオマスの利用

19 将来にわたる木質バイオマスの安定的な需要先の確保に向けて、製紙やエネルギー
20 利用に加え、新規用途の開拓など需要先の多様化を図り、バイオものづくりによ
21 る余すことのない木材利用を実現していくため、次の取組を推進する。

22 ア マテリアル利用

23 木質系新素材については、枯渇性資源の利用抑制による循環型社会の実現や経
24 済安全保障の強化、二酸化炭素排出削減効果による「2050年ネット・ゼロ」への
25 寄与等の観点から、その実用化に期待が高まっている。

26 このため、「木質系新素材の社会実装ビジョン」(令和8年3月林野庁策定)
27 を踏まえ、改質リグニンの商用生産に向けた大規模製造技術の確立に加え、CN
28 Fを含む多様な木質系新素材の開発や需要拡大を促進する。これにより、地域の
29 木質資源について、付加価値の高い利用へとつなげていく。

30 31 イ エネルギー利用

32 木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、カスケード利用や未利用材の
33 活用を基本とし、燃料の供給元としての森林資源の持続的利用を図ることが重要
34 である。

35 このため、地域内エコシステムの構築等により、エネルギー変換効率の高い熱
36 利用や熱電併給について地域内での利用を推進する。また、未利用材の効率的な
37 運搬収集システムの構築、事例の普及、燃料品質の向上等を通じて燃料材の安定

1 的かつ効率的な供給を目指す。さらに、関係府省連携の下、地域の農林業との調
2 和を図りながら、エネルギー利用に適した早生樹や広葉樹の育林手法等の実証事
3 業を進めるとともに、持続可能な航空燃料（S A F）等への活用に向けた検討を
4 進める。加えて、木質バイオマス発電事業に関して、F I T・F I P制度におけ
5 る事業計画認定に伴う事前確認においては、都道府県林務部局により、既存需要
6 との競合だけでなく、地域における森林資源の保続の確認がされるよう取り組む。
7 あわせて、引き続き発電事業者と燃料材供給者との連携を図る。これらの取組は、
8 木質バイオマス発電事業の自立化にも資するものである。

10 (6) 木育等を通じた消費者等の理解の醸成

11 企業等の行動変容にもつながるよう、木材利用に関する消費者等の理解の醸成に
12 向け、次の取組を推進する。

13 ア 木育の推進

14 子どもから大人まで幅広く、森林・林業体験や木材・木材製品とのふれあいを
15 通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木の良さや利用の意義を学ぶ
16 のみならず、我が国の国土の約3分の2を占める森林が有する国土の保全、水源
17 の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能や、森林資源の循環利
18 用の必要性など、国土と自然環境の根幹である森林への理解にもつながるよう、
19 木育の取組を推進する。

20 具体的には、乳幼児期から成人期まで各年齢層に応じた段階的な木育の推進を
21 図るため、農林水産省及び文部科学省を始めとする関係府省、地方公共団体、民
22 間事業者、川上の森林所有者、林業経営体等による連携を充実させるとともに、
23 先導的事例の情報共有等を行う体制整備、木育を担う人材の確保及び育成、各種
24 情報発信による普及啓発、森林・林業体験や木材・木材製品とのふれあいの機会
25 の提供、特に学校教育等における体験学習を含む教育プログラムの充実等を推進
26 する。

27 イ 木材利用の意義の発信

28 木材利用への理解の醸成に向け、木造施設や木材製品、木材を活用した様々な
29 取組に対する顕彰や、木材利用促進月間を中心とした情報発信等を通じた「木づ
30 かい運動」を推進する。

31 ウ 合法伐採木材等の流通・利用促進

32
33 合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を明らかにし、消費者等
34 が選択できるよう、デジタル技術を活用しながら、クリーンウッド法に基づき木
35 材関連事業者によるリスクに応じた合法性の確認を推進し、川下への情報伝達等
36 の取組の徹底を図る。
37

1 (7) 林産物の輸入

2 国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規
3 制等の情報の収集・交換・分析の充実等を通じて、他国との連携を図るとともに、
4 締結・発効された協定に基づく措置を適切に運用する。また、経済連携協定等の交
5 渉に当たっては、各国における持続可能な森林経営を損なうことのない適正な貿易
6 を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。

7

4 国有林野の管理及び経営に関する施策

国有林野は、国土の保全上重要な奥地脊^{りょう} 梁山^{りょう}地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原始的な天然林等の多様な森林を有している。また、木材の供給を通じ、各地域の林業・木材産業の振興に寄与するなど、国民生活に欠かせない自然資本として重要な役割を果たしている。

近年、我が国をめぐる情勢は大きく変化しており、気候変動への対応に加え、自然資本の劣化と生物多様性の損失が、持続的な社会経済活動に対するリスクになるとの認識が急速に広がってきている。このような中、森林・林業分野においては、激甚化する山地災害への対応はもとより、生物多様性の保全を始め、林業・木材産業の持続性を高めていくことが施策上の大きな課題となっている。

このため、「国民の森林」である国有林野については、公益を重視し、国自らが責任を持って一元的に管理経営する。また、全国的な組織・技術力や豊富な森林資源を活用した民有林支援等を通じ、地域の森林・林業施策の課題解決をリードしていく。

これらを踏まえた国有林野に係る施策の展開方向は、次のとおりであり、施策の具体化を今後検討し、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（令和5年12月農林水産省策定）を変更する。

(1) 多様性の高い森林づくり

森林の有する公益的機能の発揮と森林資源の循環利用に向けて、マクロ的な視点から、多様で健全な森林がバランス良く配置されるよう取り組む。

人工林では、適切な間伐に加え、木材生産に適した箇所为重点的な主伐や再造林を行う。伐採に当たっては、生物多様性の保全等に配慮するとともに、主伐を行う際には、伐採面積の縮小や分散、面的複層林施業の推進により、樹種や齢級等の構成の多様な林分がモザイク状に配置された森林へ誘導していく。木材生産に適さない人工林については、針広混交林化等を進める。

天然林では、世界自然遺産等の原始的な天然林や希少野生生物が生育・生息する森林について、「保護林」や「緑の回廊」として適切に保護・管理する。また、二次的な里山林について、広葉樹の利活用を通じた適切な管理に取り組む。

こうした取組と併せ、個別の施業の実施において、広葉樹の保残、保護樹帯の設置、溪流沿いの森林保全等に配慮することで、国有林野の総体として、生物多様性を高めていく。

また、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減、野生鳥獣害対策、先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発や実証を行うなど、多様な森林づくりに先導的に取り組むとともに、その技術について民有林への普及を図る。

(2) 山地の防災・減災への対応

山地の防災・減災に向けて、林地保全に配慮した森林施業を進めるほか、重要かつ緊要度の高いインフラ施設周辺や河川上流域等における治山対策を計画的に推進

1 していく。また、林道については、集中豪雨にも耐えられるよう、排水施設や擁壁
2 等を適切に設置するほか、大規模災害時に公道の代替路となり得る林道の改良等を
3 推進する。

4 さらに、これらのハード対策と併せて、デジタル機器を活用した災害調査、民有
5 林支援も含めた技術系職員の派遣等のソフト対策も推進し、災害対応の迅速化を図
6 っていく。

8 (3) 林業経営体の経営基盤の強化

9 森林経営管理制度の推進に向けて、森林総合監理士の資格を有する職員等を生か
10 しつつ、市町村に対する技術的な助言等を積極的に行う。また、森林共同施業団地
11 を核とした効率的な施業を実施するなど、地域の森林の集積・集約化をリードする
12 取組を推進する。

13 さらに、林業経営体の経営安定に資するよう、まとまった事業発注等に加え、伐
14 採時期等について、林業経営体の裁量が大きい、立木販売の拡大を図る。その際、
15 一定期間、安定的に伐採から造林事業まで含めて事業量を確保できる、樹木採取権
16 制度や造林事業付きの立木システム販売を活用する。

18 (4) 地域における持続的な木材生産への貢献

19 国有林材の供給を通じて、木材の安定供給体制の構築や木材利用の促進に貢献し
20 ていく。その際、地域における持続的な木材生産が可能となるよう、国有林野事業
21 の特性を生かして、効果的な木材供給や情報提供に取り組む。

22 具体的には、各地域における需給状況を「国有林材供給調整検討委員会」等を活
23 用して的確に把握するほか、地域の市況等を考慮した立木販売の実施等により国有
24 林材の機動的な供給に取り組む。また、立木販売結果の公表を通じ、各地域での立
25 木価格の相場観の形成に寄与していく。さらに、木材生産に適した箇所を持続的に
26 木材を供給するため、林道の重点的な整備を実施する。

27 これらの取組を通じ、木材需給の変動に対応しつつ、国有林材を持続的に供給し、
28 国有林野事業の債務残高の安定的な引下げを図ることとする。

30 (5) 開かれた「国民の森林」としての管理経営

31 国民の財産である国有林野を、より開かれた「国民の森林」として管理経営して
32 いくため、国民の多様な意見の把握に加え、多様な主体と連携した国民参加の森林
33 づくりに取り組む。また、優れた自然景観を有し、文化・教育・観光的な利用に適
34 した森林については、「レクリエーションの森」として設定・管理し、国立公園等
35 と連携した取組を推進する。これらにより、山村地域に人を呼び込み、賑わいを創
36 出する森業の推進に寄与するとともに、国有林野の保護と利用の両立を図る。

5 その他横断的に推進すべき施策

(1) デジタル技術の活用の推進

森林・林業においても、リモートセンシングの活用が進むとともに、AI等の最先端技術の活用が始まりつつある。森林関連情報の把握、森林の造成、木材の生産流通等の各段階で、これらの技術を適用し効率的なものへと転換していく。

このため、レーザ計測や衛星画像等による森林資源情報の精度向上、全球測位衛星システム(GNSS)による森林境界データのデジタル化等を進めていく。また、それらのデータを含めた森林関連情報については、森林クラウド等による共有と高度利用を図るとともに、森林経営活動の円滑化、行政事務の効率化や適正化、民間における多様なサービスの創出等を促進するため、オープンデータ化を推進する。あわせて、木材の生産流通の効率化や付加価値の向上に向け、需給情報の共有やマッチング、需要に応じた最適採材等を促進する。これらの実現に向け、関係者が一体となって、地域全体でデジタル技術の有効活用に取り組むデジタル林業戦略拠点の構築を進め、林業DXを推進する。

さらに、森林土木分野においても省人化等による労働安全の確保と生産性の向上に向けて、施工現場へのICT等の導入を促進する。また、補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した申請や検査業務を推進するほか、デジタルツールによる電子化等を図る。

(2) 東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災により大きな被害を受けた海岸防災林については、復興工程表に定めた事業がほぼ完了した。引き続き、植栽した樹木の保育等について、地域やNPO等と連携しながら計画的に実施していく。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林整備への影響が尾を引く中、福島県等の森林・林業・木材産業の再生に向け、森林や木材製品等の放射性物質に係るモニタリングや実証等による知見の収集、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、しいたけ原木生産のための里山広葉樹林の計画的な再生、きのこ生産資材の導入、安全性が確認されたきのこや山菜類等の関係府省等が連携した出荷の促進、福島県産材の活用、パークの適切な処理等に取り組む。さらに、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの周知や、木材の検査方法の運用見直し等の条件整備を進めた上で、本格的な整備に着手する。その際、福島県、関係市町村、林業関係団体等との連携及びリスクコミュニケーションに取り組む。

1 **6 団体に関する施策**

2 森林組合については、相続等に伴い森林への関心が低下している森林所有者も増え
3 ている中で、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営を担う
4 役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献するとともに、これらの取組を通
5 じて森林所有者の森林への関心を高めていくことが重要である。

6 このため、森林経営管理制度の推進を含む市町村等と連携した森林管理体制の確立、
7 循環型林業の確立、木材販売力の強化等の取組を促進する。特に、森林組合の経営基
8 盤の強化に向けては、組合間の合併や連携、後継者世代や女性の参画、内部けん制体
9 制の充実、法令等遵守意識の徹底、林地供給事業・森林経営事業の推進等の指導を行
10 う。

1 第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 1 各種計画等との調和

各般の施策については、日本成長戦略会議におけるAI・半導体、合成生物学・バイオ、防災・国土強靱化等の各戦略分野分科会の議論も踏まえつつ、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月閣議決定）、「地球温暖化対策計画」、「環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）、「生物多様性国家戦略2023-2030」等に掲げる施策との調和を保ちながら推進していく。また、相互に密接に関連して地域を支えている農林水産業に係る施策を一体的に進めていく観点から、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月農林水産省策定）に掲げる取組を推進していく。

2 2 森林や木材の環境貢献の見える化による民間活力の活用の促進

適正な森林整備や、そこから生産された木材を利用することは、二酸化炭素の吸収、排出削減及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与する。具体的な効果としては、令和6年度の森林吸収量は約4,400万t-CO₂と報告されているほか、一定の条件の下で推計すると、建築物や燃料への木材利用による二酸化炭素排出削減効果の合計は、令和6年において約1,100万t-CO₂に相当する²⁶。

また、SHK制度による森林の二酸化炭素吸収機能や木材利用の環境貢献の定量的評価、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の提言による生物多様性や生態系等の自然資本に関する依存・影響・リスク・機会の評価・開示、森林由来J-クレジット等の活用を通じた資金循環が進展しているとともに、建築物のLCCO₂の評価に関する制度の導入が検討されている。

環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まっている中、GXの実現に向けた動きと歩調を合わせつつ、技術革新等により林業・木材産業を強い産業として成長させていくことで、企業等が上記の制度を積極的に活用できるよう環境整備を行い、森林・林業・木材産業への民間活力の活用を促進する。

3 効果的かつ効率的な施策の推進

施策の実施、見直し等に当たっては、その趣旨や内容等について、分かりやすい表現等を用い、森林・林業・木材産業関係者等の理解に努める。その際、関係府省、地方公共団体による連携や情報共有を図るとともに、デジタル媒体を始めとする複数の手法を効果的に組み合わせた広報活動等を推進する。

4 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニ

²⁶ ①木造建築物の全てが、他構造を代替して建築されたと仮定した場合の材料製造時の二酸化炭素排出削減量、②燃料材利用量の全てが、発電利用・熱利用・熱電併給においてA重油を代替して利用されたと仮定した場合の二酸化炭素排出削減量について試算したもの。

- 1 ーズ等を踏まえ、従来の予算を見直すとともに、様々な観点からの経費縮減に取り組
- 2 み、効果的な施策の実施を図る。